

2025年度事業報告書

自：2025年4月1日 至：2026年3月31日

- (1) 原材料価格の高騰、人手不足、米国の関税措置、さらには緊迫する中東情勢など業界を取り巻く環境が急速に変化していく中で、公益の担い手として、コンプライアンスを確保しつつ、業界団体としての機能を発揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として健全な発展を遂げ、我が国産業・経済の発展に資し、ひいては世界の経済社会に貢献するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行った。
- (2) 当工業会では、2011年に競争法に係る一部会員会社への調査が開始されるなど、競争法に係る諸事案の発生が続き、その活動に厳しい制約を受けてきた。こうした事態の中、当工業会は、2012年度の一般社団法人への転換を含め、新たな工業会の構築のため改革と事業運営を積み重ねてきた。2025年度においては、これを引き継ぎ更なる進展を図るよう、改革推進と事業展開を図った。なお、国際紛争をはじめとする各種の国際的リスクの増大や自然災害の多発など、世界的規模での変動が引き続いていることから、慎重さも併せ持って対応した。要点は以下のとおり。

① 不断の改革

当工業会は、2011年以來の厳しい事態を「変革の契機」と積極的にとらえ、特に改革に注力してきた。本年度においても、新時代に適合した「日本ベアリング工業会」に向けた変革に努めた。その変革にあたっては、今般の「変革の契機」がコンプライアンス確保に関わるものであることにも鑑み、形だけでなく意識面での改革という裏打ちを整えていくことに留意した。

② 基本理念の堅持

当工業会の基本理念については、2012年度において「コンプライアンス確保」及び「公益的事業への純化」の2本柱を定め、定款の大本である目的規定に明記し、確固たる根幹となっている。

a. コンプライアンス確保について

- (i) 2011年7月以降、当工業会は、会員と一体となってコンプライアンスの強化を図っていくためアンチトラストに係る顧問弁護士（リーガルカウンセル）へのモニタリングなどの委託を行っている。本年度においてもこれを継続し、適切な指導を受けた。また、必要に応じ、競争法の観点に限らず、広く弁護士等その他の外部専門家からの適切な指導を受けた。
- (ii) 諸手続きを含め組織制度・運営管理について、各分野の専門家と相談しながらコンプライアンス確保の観点からの改革を進めた。

(iii) 一方、事業推進のために必要な情報交換については、コンプライアンス確保が当然の前提だが、これを過剰に意識し必要な情報交換を忌避してしまうことは、公共的事業の推進こそ当工業会の社会的責務であることから本末転倒である。当工業会は、既に長年にわたり顧問弁護士のチェックなどのコンプライアンス確保の仕組みを備えてきている。こうした基盤の上で、当工業会は、各自の意識改革も伴いつつ、必要な情報交換を活発に行うように努めた。

b. 事業推進について

(i) 事業は、コンプライアンス確保の観点からも個々の事業目的は明確かつ限定的であるべきで、これに則しつつ、「公益的事業への純化」の基本理念に沿って進められてきた。その上で、本年度においては、内外の諸環境に則したニーズを踏まえ、事業の改廃・創設に努め、的確な事業推進とその活性化を図った。また、必要に応じ、事業推進の基盤となる枠組み（組織制度・運営管理）の改善にも並行して努めた。

(ii) 事業推進にあたっては、会員各位による適切な役割分担が基盤となる。

とりわけ、個別事業あるいはその中の特定事業分野*ごとにリーダーシップをとる役割分担（例えば委員会における委員長など）について、当工業会では「適材適所」を原則とする「事業別担当幹事制**」の仕組みをとっている。この「適材適所」は当工業会において広く適用されるべき原則と位置付けられている。

本年度も、会員各位における適切な役割分担を図り、安定性・柔軟性を踏まえた同制度の運用に努めた。

*例えば技術標準化事業における公差分野の GPS（製品の幾何特性仕様）や国際事業における偽造品対策の実務など。

**「事業別担当幹事制」の沿革。

当工業会では、2011 年以前は、2 年ごとの短期的・定期的・機械的な役割の輪番制が中心であった。2011 年 7 月以降、この輪番制を基軸とした会長ローテーション、部会制度等の従前の仕組みが立ちゆかなくなった。また、事業の高度化の要請も日増しに強くなった（下記 (iii) 参照）。改革の一環として、従前のものを廃止し「事業別担当幹事制」に移行し、以後、事業推進の根幹として機能している。

(iii) 近年は経済社会の国際化が進展する一方、条約、国際機関といった国際的スキームの揺らぎなどの環境変化が著しく、ISO 標準化、偽造品対策をはじめ各種事業において対応の高度化が要請されてきている。

したがって、事業推進の要となる専門家については、その確保・資質向上・長期的な育成が肝要である。将来に向けてこれに注力し適切な事業推進に努めた。

また、高度化した事業の継続的推進により、それら事業の実施母体である委員会等の組織、あるいはそれを構成する会員企業の専門家において、高い経験知見とノウハウ等が蓄積しており、これらは当工業会の「内部資産」といえる。これ

を工業会の活動基盤として一層有効活用するよう、ひいてはそれにより業界全体へ裨益がなされるよう努めた。

(3) 以上を踏まえ、2025 年度は、可能な節減に努めつつ必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効率的な予算運営と事業推進を行った。

本年度における事業の概要は次のⅠ～Ⅴの通りである。

Ⅰ．総 会

1．第 28 回総会（書面による決議）

宮下英治副会長兼専務理事より、廣田浩治 氏（株式会社ツバキ・ナカシマ 前取締役兼代表執行役社長 CEO）が 2024 年 6 月 30 日をもって理事を辞任されたことに伴い、後任の理事として、松山 達 氏（同社 取締役兼代表執行役社長 CEO）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して書面（2025 ベア工総務第 1 号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があったため、定款第 19 条第 3 項により、上記提案については可決する旨の総会の決議（2025 年 4 月 23 日付）があったものとみなされた。

2．第 29 回総会（2025 年度定時総会）

日 時 2025 年 6 月 6 日（金曜） 14 時 58 分～16 時 00 分

場 所 東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号

機械振興会館 6 D－1・2 会議室（6 階）

会員の出席状況等

・ 議決権のある会員総数	30 名
・ 総会員の議決権の数	30 個
・ 出席会員数（委任状による者（17 名）を含む）	30 名
この議決権の総数	30 個

議事の経過の要領及びその結果

定款に従い、代表理事 会長の鵜飼英一氏が議長となり、出席予定者がすでに全員揃い着席されていることを受け、14 時 58 分に第 29 回総会（2025 年度定時総会）を開会する旨、発言し、上記の通り会員の出席があり、議案の決議に必要な会員の出席が確保されているため、本定時総会は、定款に基づき、成立した旨、議場に報告を行った。

その後、鵜飼議長より、本定時総会を開会するにあたり、①来賓の紹介、②立会いいただいている顧問弁護士の紹介、③議事録には、定款に従い、出席した代表理事である自身と宮下副会長兼専務理事が記名押印すること、④例年と同様、本定時総会終了後に開催される理事会に、本定時総会の出席者全員に引き続き参加いただきたいこと などについて述べた。

次いで、宮下副会長兼専務理事より、安全対策の観点から、災害等の際の避難経路図について説明がなされた。続いて、鵜飼議長より議長挨拶、経済産業省 製造産

業局 産業機械課長 須賀千鶴 殿から経済産業省の最近の政策動向の説明を交え、来賓のご挨拶が行われた。

次に、阿江順也弁護士より、独占禁止法に係るコンプライアンスを確保する趣旨から出席している旨、説明した後、独占禁止法遵守にあたっての注意点を交えて、全出席者に同法の遵守を喚起し、その意思の確認がなされた。

その後、議事に入り、下記の報告及び各議案の審議を行い、議案について全会一致をもってこれを承認可決した。

1. 報告

第1号報告 2024年度事業報告書に関する件

2. 議案

第1号議案 2024年度貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認の件

第2号議案 2025年度事業計画書及び収支予算書の承認の件

第3号議案 2025年度会費の件

3. 第30回総会（書面による決議）

鵜飼英一会長より、宮下英治氏が2025年9月30日をもって理事及び代表理事（専務理事）を辞任することになったため、後任の理事として、黒岩理氏（一般社団法人日本ベアリング工業会 次席）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して書面（2025ベア工総務第12号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があったため、定款第19条第3項により、上記提案については可決する旨の総会の決議（2025年10月1日付）があったものとみなされた。

4. 第31回総会（書面による決議）

黒岩理副会長兼専務理事より、黒澤勉氏（株式会社不二越 前代表取締役 社長執行役員）が2026年2月25日をもって理事を辞任されたことに伴い、後任の理事として、中村成利氏（同社 代表取締役 社長執行役員）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して書面（2025ベア工総務第26号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があったため、定款第19条第3項により、上記提案については可決する旨の総会の決議（2026年3月25日付）があったものとみなされた。

II. 理事会

理事会は工業会の業務の執行等に係る重要事項の審議、決議等を行う。一般社団法人に係る法令・定款に基づき、理事本人による過半数の出席との定足数の要件のもと、年間の

定例理事会の開催回数は4回（1月、3月、6月、11月）※となっている。

※2011年7月以降の諸般の状況等から事業運営の

合理化も勘案し、従前の年6回から4回に変更。

各理事会の主な議題は、次の通りである。

第67回理事会（書面による決議）（2025年5月13日）

1. 2024年度の決算書並びに附属明細書【承認事項】
2. 2024年度の事業報告書並びに附属明細書【承認事項】

第68回理事会（2025年6月6日）

1. 人事異動【報告事項】
2. 技術標準部会報告【承認事項及び報告事項】
3. 本年9月のWBA総会開催のあり方の変更【報告事項】
4. 「一般社団法人 工業製品製造技能人材機構」設立について【報告事項】

第69回理事会（2025年11月10日）

1. 副会長兼専務理事（代表理事）の選定【承認事項】
2. 2026年3月及び6月の理事会等の開催日程等【承認事項】
3. 顧問弁護士の所属事務所変更に伴う対応について【承認事項】
4. コンプライアンス確保の注意喚起【承認事項】
5. 国際関係の取り組み【承認事項・報告事項】
6. 環境対策の取り組み【承認事項・報告事項】
7. ISO/TC4等の取り組み【報告事項】
8. 中小企業対策の取り組み【報告事項】
9. 人事異動【報告事項】
10. 「経済産業省こどもデー」への出展【報告事項】

第70回理事会（2026年1月30日）

1. 就業規則及び諸規程の改定等について【承認事項】
2. 「会合開催に係る当面の方針等」の改正について【承認事項】
3. 2026年の会議日程等【報告事項】
4. 技術標準部会報告【報告事項】
5. 2026年度のポイント（案）【報告事項】

第71回理事会（2026年3月31日）

1. 2026年11月及び2027年1月の理事会等の開催日程等【承認事項】

2. 第 32 回総会（2026 年度定時総会）の招集と議案の事前審議【承認事項】

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項（議案）
- (3) 役員の報酬等の支給の規程の概要
- (4) 役員（理事及び監事）の選任の概要
- (5) 総会次第
- (6) 2025 年度収支決算見込み
- (7) 2026 年度事業計画書、収支予算書及び会費

3. 会長・副会長・専務理事の選定等【承認事項】

4. 人事異動【報告事項】

5. ISO/TC 4 千葉会議の計画について【報告事項】

III. 参与会

参与会は、一般社団法人への移行（2012 年 4 月 1 日付）に伴い、従来の「評議員会」を「参与会」に名称変更したものである。参与には理事・監事以外のすべての会員代表者が委嘱される。

参与会は、年度の間（11 月）において開催され、専務理事より参与に対し、当該年度の事業について中間報告を行い、参与の意見を伺う機関である。

本年度は、11 月 10 日に開催され、黒岩副会長兼専務理事より、2025 年度のそれまでの事業報告として、上記第 69 回理事会の各議題の内容等にも言及しつつ、要点説明が行われた。

IV. 会員等の異動

1. 会員代表者の異動

2025 年 6 月 20 日	株式会社天辻鋼球製作所
	新代表者 代表取締役社長 吉清 知之 氏
	旧代表者 代表取締役社長 篠本 正美 氏

2025 年 6 月 25 日	平和発條株式会社
	新代表者 代表取締役社長 錢井 英明 氏
	旧代表者 代表取締役社長 春木 博之 氏

2026 年 2 月 25 日	株式会社不二越
	新代表者 代表取締役 社長執行役員 中村 成利 氏
	旧代表者 代表取締役 社長執行役員 黒澤 勉 氏

2. 副会長の異動

2025 年 9 月 30 日	宮下 英治 氏	副会長辞任
2025 年 11 月 10 日	黒岩 理 氏	副会長就任

3. 専務理事の異動

2025 年 9 月 30 日	宮下 英治 氏	専務理事辞任
2025 年 11 月 10 日	黒岩 理 氏	専務理事就任

4. 理事の異動

2025 年 4 月 23 日	松山 達 氏	理事就任
2025 年 9 月 30 日	宮下 英治 氏	理事辞任
2025 年 10 月 1 日	黒岩 理 氏	理事就任
2026 年 2 月 25 日	黒澤 勉 氏	理事辞任
2026 年 3 月 25 日	中村 成利 氏	理事就任

5. 参与の異動

2025 年 7 月 22 日	篠本 正美 氏	参与辞任
2025 年 7 月 22 日	吉清 知之 氏	参与就任
2025 年 7 月 22 日	春木 博之 氏	参与辞任
2025 年 7 月 22 日	銭井 英明 氏	参与就任

V．事業項目別報告

- 1．情報収集提供・総務管理に関する事業
- 2．ベアリングの技術標準化（ISO／TC4への対応等）に関する事業
- 3．健全な貿易発展施策等に関する事業
- 4．環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業
- 5．広報に関する事業

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業

(1) 情報収集提供等

当業界を取り巻く国内外の環境が急速に変化している中で、内外の関連情報の収集・提供事業を実施した。

とりわけ、収集した情報のうち、経済産業省をはじめ政府からの要請に応じて適切に提供できるものについては提供することで政府に協力を行い、政府等※、経済諸団体及び関連業界との意見交換・情報交換・協力を深めた。こうした活動で得た情報は、当会における事業活動の基礎資料とし、工業会の各種事業の企画、実施に反映させるなど活用した。また、公表に適するものについては対外的に広く公表した。

※政府関係機関を含む。

①経済諸団体等との意見交換等

日本経済団体連合会、日本機械工業連合会、経済産業統計協会等における各種会議への参加などにより、経済諸団体や関連業界との意見交換・情報交換・協力を進めた。

②政府等との情報交換等

政府等（政府関係機関を含む）に対して、当工業会の事業全般にわたり、情報の収集・提供や要望提出をはじめ、情報交換・協力などを行った。

経済産業省の業種担当課（製造産業局 産業機械課）や事業関係課（産業技術環境局 国際標準課等）に対し最新の事業内容、要望等について説明するなど、情報交換を密にするとともに、ベアリング業界への一層の理解と認識を深めていただいた。経済産業省担当官から直接施策説明を受けるなど、中小企業対策企画委員会主催の講演会等各種会合も情報収集の機会とした。また、IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）や JETRO 等政府関係機関とも同様に情報交換を密にした。また、上記①の経済諸団体等との連携も協働させた。以下を特記する。

a. 政府からの各種調査への協力

経済産業省をはじめとする政府からの各種調査に協力した。

- ・ベアリングの業種概況等の調査（毎年6月）
- ・海外生産拠点の調査（毎年6月）
- ・中国によるレアアース輸出管理措置による影響に関する調査（2025.5.1）
- ・（米国関税）鉄鋼アルミ派生品の範囲における拡大による影響に関する調査（2025.8.20）
- ・中東情勢に伴うナフサ関連製品等の供給影響に関する情報共有のお願いについて（2026.3.16）

b. 政府からの情報に係る会員への周知協力

経済産業省をはじめとする政府からの依頼を受け、会員各社へ通知し周知徹底に努めた。

(下請け関係)

- ・ 米国自動車関税措置等により影響を受ける中小企業との取引に関する配慮について (2025.4.8)
- ・ 港湾運送事業の運賃・料金における適切な価格転嫁について (2025.4.22)
- ・ 価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について (2025.4.25)
- ・ 「令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への 協力依頼について (2025.6.11)
- ・ パートナーシップ構築宣言のひな形改正について (2025.6.26)
- ・ 2025 年 9 月「価格交渉促進月間」の実施に関する周知のお願い (2025.8.27)
- ・ 価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について (2025.9.5)
- ・ サプライチェーン全体での支払の適正化についての周知のお願い (2025.10.29)
- ・ 改正下請法・改正下請振興法の説明会 (11/14,12/2) の開催について (2025.10.30)
- ・ 軽油引取税の「当分の間税率」の廃止に伴う要請 (2025.12.25)
- ・ 港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドラインについて (2026.2.16)
- ・ 振興基準改正に伴うパートナーシップ構築宣言のひな形改正について (2026.2.25)
- ・ 2026 年 3 月「価格交渉促進月間」の実施について (2026.2.26)
- ・ 独禁法 GL・告示の改正案等に対する意見募集 (パブコメ) の開始について (2026.3.16)
- ・ 取適法及び振興法についての改正ポイント説明会について (5 件)
- ・ 経済産業省・公正取引委員会共催「変革の時代における競争政策セミナー」について (5 件)

(国際関係)

- ・ 米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口設置のお知らせについて (2025.4.14)
- ・ 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮輸出入禁止措置の「2 年間」延長について (2025.4.15)
- ・ 加工された重要鉱物および派生製品に関する大統領令について (2025.5.7)
- ・ 「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」における米国関税措置を受けた緊急対応策について (2025.6.13)
- ・ インドにおける品質確保を目的とした強制規格制度と規則について (2025.7.23)
- ・ EU の CBAM に関するパブリックコンサルテーション開始について (2025.8.6)
- ・ 日米関税合意に関する JETRO 主催セミナーについて (2025.8.8)
- ・ 日米間の関税措置に関する米国大統領令発表について (2025.9.8)
- ・ 米国関税措置に対する法的観点からのリスク対策について (2025.9.10)

- ・ 欧州国境炭素調整措置（CBAM）説明会の開催について（2026.2.27）
- ・ 中国による輸出管理措置について（2 件）

（環境関係）

- ・ PCB 廃棄物適正処理推進に関する説明会について（2025.6.19）
- ・ 蛍光ランプの製造・輸出入禁止について（2025.10.20）
- ・ 冬季の省エネルギーの取組について（2025.11.4）
- ・ PCB 廃棄物に関する政策動向について（2025.11.17）
- ・ GHG Protocol の改訂に関する最新状況について（2026.1.19）

（労務関係）

- ・ 令和 7 年度「障害者週間」における「心の輪を広げる障害者理解促進事業」の実施について（2025.5.20）
- ・ 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（2025.5.28）
- ・ デジタル推進人材育成プログラム「マナビ DX Quest」の受講生募集について（2025.6.11）
- ・ 事業者等の参考のための感染症対策の解説（感染症対策解説）について（2025.7.1）
- ・ 令和 7 年度 共生社会デザイン研修～障害者差別解消法・合理的配慮とはなにか～ の受講生を募集（2025.7.23）
- ・ 合理的配慮とニューロダイバーシティの事例集の周知（障害者差別解消法）（2025.9.5）
- ・ 自殺予防週間（9/10～9/16）について（2025.9.8）
- ・ 新規化学物質製造・輸入届及び少量新規化学物質の製造又は輸入に係る確認申請の受付について（2025.9.30）
- ・ 労働安全衛生規則の規定に基づく告示等について（2025.10.9）
- ・ 「令和 7 年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進」に関するお願いについて（2025.11.5）
- ・ 自殺対策強化月間（3/1～3/31）について（2026.2.25）
- ・ 令和 7 年度企業担当者のための障害者差別解消法に関するセミナーについて（2026.2.27）

（物流関係）

- ・ 荷主判断基準解説書等を公開について（2025.4.1）
- ・ 改正物効法に係る政令案のパブリックコメントについて（2025.5.23）
- ・ 特定荷主の物流効率化法への対応の手引きについて（2025.8.29）
- ・ 改正物流効率化法 2 年目関係省令（特定荷主関連）の公布及び説明会の開催について（2025.9.2）

- ・船舶に係る積載率動向について（2025.9.4）
- ・トラック・物流 G メンの是正指導指針の公開について（2025.10.9）
- ・「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査の開始について（2025.12.25）
- ・「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行について（2026.1.9）
- ・荷主向け年度末における輸送能力不足の実態把握に係るアンケートのお願い（2026.2.10）

（その他）

- ・公益通報者保護法の改正内容の周知についてなど 17 件の周知を行った。

c. 令和 8 年度税制改正に対する対応

（一社）日本機械工業連合会が策定した「令和 8 年度税制改正に関する機械業界の要望」を同連合会事務局より説明を受け、総務連絡会に対して報告した。

要望のポイントは次の通り。

（i）. 研究開発税制関連

- ・「研究開発税制（一般型）」の控除額算出に掛かる特別措置、「研究開発税制（オープンイノベーション型）」や「オープンイノベーション促進税制」について、適用期限の延長と制度拡充を要望。
- ・イノベーションボックス税制について、研究成果の実用化を後押しするため制度の拡充及び簡素化を要望。

（ii）. 設備投資関連

- ・「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」について、適用期限の再延長とともに適用要件の緩和・対象の拡大、手続きの簡素化等の制度拡充を要望。
- ・機械装置等への固定資産税（償却資産税）について、大企業も含めた撤廃・抜本的是正を要望（地方税）。

（iii）. 国際課税制度

- ・「グローバル・ミニマム課税」について、①報告義務や手続きの簡素化や税率計算方法の明確化等、②海外支店の所得に係るトップアップ税額をゼロとする特例措置の遡及的な適用、を要望。
- ・「外国子会社合算税制（CFC 税制）」について、グローバル・ミニマム課税の計算方法や必要情報の利活用、適用免税率の引き下げ、増税や過剰な合算課税の見直しを要望。

上記要望書は、2025 年 9 月に同連合会から経済産業省等の政府へ提出された。

③統計調査に関する事業

経済産業省等の政府統計におけるデータ等により、ベアリング産業に関する統計を作成し、基礎資料として工業会活動に活用するとともに、機関誌「ベアリング」及びホームページにて発表し情報提供した。

④生産動態統計の調査品目見直しへの対応

2025 年 8 月、経済産業省より、経済産業省生産動態統計調査において調査品目の見直しを進めており、①「その他のころ軸受」が年間出荷額 100 億円未満であるため削減の対象になっている ②2025 年 8～9 月に最終的な調査品目を定めるため工業会にヒアリングを実施したいとの連絡があった。これを受けて、統計制度専門委員会の各委員に対し「その他のころ軸受」の用途及び削減された場合の影響について調査を実施した。その結果、「その他のころ軸受」は自動車をはじめ産業機械など様々な分野で使用されており、用途に応じて多様な種類（製品）が存在していることがわかった。そのため、ヒアリングでは「その他ころ軸受」が削除されないよう要望することにした。

2025 年 9 月 30 日、経済産業省 鉱工業動態統計室とヒアリングが行われ、上記調査の内容を説明した結果、軸受の統計データの利活用状況や重要性などが理解され、「その他のころ軸受」が存続することになった。

(2) 総務・管理関係

総務・管理業務における重要なものは、次のとおり。

①総務連絡会

a. 役割

総務連絡会は、2011 年以降の厳しい制約下における改革の中で 2012 年 12 月に従前の組織を発展的に解消して、創設されたものである。従前は、一部会員だけから構成されていたが、これを改め、理事会メンバー全員の総務部長クラスを構成員とした。その役割は、ア.「理事会をはじめとする工業会活動のフォローと理事・監事会社における社内内部での支援（工業会の事業の動向、スケジュールなどの情報共有等による）」、イ.「既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第 1 義的相談窓口」などである。上記ア.については、特に、工業会の公益に純化した事業の推進及び改革等工業会のあり方に関する検討について協力を求める機能も担っている。

b. 2025 年度の開催

(i). 2025 年 7 月 9 日（場所：大阪科学技術センター）

2025 年 3 月及び 2025 年 6 月理事会の結果を中心に報告。

(ii). 2026 年 2 月 12 日（場所：日本ベアリング工業会 会議室）

2025 年 11 月及び 2026 年 1 月理事会の結果を中心に報告。

c. 「経済産業省こどもデー」への出展

経済産業省から当工業会に対して、2018年に初めて「経済産業省こどもデー」への出展依頼があり、当工業会における対応のあり方を総務連絡会に相談したところ、本件は、日本ベアリング工業会として展示するもので、経済産業省への協力のみならず、将来を担う子供たちに対して当業界の製品について知ってもらうことは有意義なことであるため、広く全会員に呼びかけ参加を促すこととした。その結果、3社から積極的な回答があったため、経産省の指導に従い、当工業会会員の出展分担を設定し下記のとおり出展協力を行った。

【これまでの出展】（順番は協力申し込み順とした。）

2018年：NTN株式会社（8月1日、2日）

2019年：日本精工株式会社（8月7日、8日）

2020年：コロナ禍のためこどもデーが中止

2021年※：株式会社ジェイテクト（8月8日、19日 Web 出展、ジェイテクトの動画は8月末まで公開）

※「経済産業省こどもデー」は新型コロナ禍のため web での開催。

2022年：NTN株式会社（8月3日、4日）

2023年：日本精工株式会社（8月2日）

2024年：株式会社ジェイテクト（8月7日、8日）

2025年：NTN株式会社（8月6日、7日）

【2026年以降の出展予定】

総務連絡会で検討した結果、次のとおり

- ・2026年：日本精工株式会社
- ・2027年：株式会社ジェイテクト

d. 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

経済産業省・産業機械課から、「洋上風力の産業競争力強化に向けたサプライチェーンの在り方検討分科会」（以下、「サプライ分科会」という。）にベアリング業界も参加してほしいとの要請があった。

当工業会に、本件を検討する既定の委員会がなかったため、総務連絡会で対応を検討した（総務連絡会は、既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口となっている）。検討の結果、当業界も部品供給として関わりがあるので、協力をしていくことが適切とし、総務連絡会で対応することになった。また、政府からの情報入手をはじめ、調査などの要請があった際は適切に対応し、会員への情報提供や政府施策へ協力していくこととした。

②各種寄付要請への対応

寄付への対応は、当工業会の due process の確保の観点から、理事会、総会で検討し、拠出する場合は、当工業会の予算に計上することとしている。2025 年度については、「スポーツ振興資金財団財界募金（80 万円）」「警察協会救済援護事業（10 万円）」「経済広報センター会費（会費形態であるが寄付の位置づけ）57.75 万円」の継続 3 件を拠出した。上記継続 3 件については、2026 年度予算に計上する。

③各種協賛名義使用要請への対応

以下の協賛名義使用要請について、当工業会名の協賛名義使用を承諾した。

- ・（一社）日本ロボット工業会「2025 国際ロボット展（iREX2025）」
- ・（公社）砥粒加工学会 「学術講演会（ABTEC2025）」
- ・（一社）日本電子回路工業会 「電子機器トータルソリューション展 2026」

④防災対応

a. 災害時での対応

今後も大震災等の災害が想定されている中、震災等が発生した場合に、会員企業の被害状況の確認などの現状把握を速やかに行い、経済産業省へ報告を行うとともに経済産業省からの情報を会員企業に周知連絡を行うため、毎年 7 月に、各会員の緊急連絡先、工場、本支店、営業所の情報を調査している。そのリストを経済産業省へも提供している。

b. 工業会事務局における防災対策の推進及び会議等の安全対策の徹底

事業継続（BCP 対策）の観点を含め、事務局において次の防災対策を推進した。

工業会事務所が入居している機械振興会館（（一財）機械振興協会）の防災管理協議会に出席し、防災管理に関する情報を入手するとともに、毎年 11 月に同協会が行う自衛消防訓練に参加している。本年度は 11 月 5 日に自衛消防訓練が行われた。

また、書庫等の転倒防止対策を行うとともに、防災対応として、水、食料、災害用寝袋、ヘルメット、防災用手袋、マスク等を備蓄した。

火災等の緊急時において会議参加者が適切に避難できるように、工業会における各種会議の冒頭において当該会議開催場所の「避難経路図」説明を励行した。

なお、当工業会事務所は、2025 年 3 月 19 日に防災管理点検特例認定（注）を受けた。現行の認定期間は、2025 年 4 月 15 日から 2028 年 4 月 14 日である（2013 年 2 月に 1 回目の認定を受け、当該認定は 5 回目の認定）。

（注）管轄区域の消防長または消防署長が事業所を認定する制度。毎年 1 回防火管理点検報告が義務付けられているが、過去 3 年以内の点検結果が優良と認められ、消防機関の検査を受け、基準に適合していると認められた場合、防災管理点検・報告の義務が免除されるもの。

⑤新型コロナウイルス等の感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症が、2023年5月に「5類感染症」となったが、新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザ、麻疹などの感染症のリスクに留意し、政府からの指示・情報があった場合にはすみやかに会員に周知するなど、各会員が適切な対応が取れるよう情報提供を行った。

2. ベアリングの技術標準化（ISO/TC 4 への対応等）に関する事業

（1）ISO 関連

ISO/TC 4（転がり軸受専門委員会）の下には、現在、SC（Subcommittee＝分科委員会）が 8 つあり、またこの TC 4 及び SC の委員会下には、各国からの推薦による専門家から構成される WG（作業グループ）が 11 グループ（諮問グループを含む）あり、割り当てられた特定業務に当たっている。現在、TC 4 に参加するメンバー国は、P メンバー（積極的参加国）が 19 ヶ国、O メンバー（オブザーバ）が 22 ヶ国であり、総計で 41 ヶ国となる。2026 年 3 月末における ISO/TC 4 の構成は付表 1（本節末尾参照）の通りである。

当工業会は、ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISO の日本代表組織である JISC*のベアリング部門の役割を担う ISO 対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC 4 の審議に積極的に参画している。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。また、ISO/CS（中央事務局）により日々更新される国際標準化業務のための電子システムに対応して、国内審議体制、投票体制及び幹事国業務の電子化を推進している。

*JISC（Japanese Industrial Standards Committee、日本産業標準調査会）は経済産業省に設置されている組織（経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット）で、ISO 及び IEC に対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

2026 年 3 月末におけるベアリングの ISO 規格数は合計 87 件（追補、技術仕様書及び技術報告書、並びに新規制定案件を含む）あり、そのうち 2025 年 4 月以降に発行された規格は 2 件である。2026 年 3 月末における新規制定作業中の規格は 6 件、改正作業中の規格が 5 件、定期見直しの規格が 14 件ある。

TC 4 全体の動向としては、規格の新規制定及び改正は欧州からの提案により行われる場合が大半を占めている。具体的には、①各製品分野の規格に対しての横断的な GPS（Geometrical Product Specifications、製品の幾何特性仕様）適用検討、②SC 8（定格荷重及び寿命）が扱う新たな規規格開発などが行われている。

TC 4 における活動及び個々の規格の進捗状況のうち、主なものは下記の通りである。

① 2025 年度における ISO/TC 4 会議

a. 第 32 回 ISO/TC 4 杭州総会

2025 年 5 月 12 日から 16 日にかけて開催された。日本からは 5 社及び 1 団体（日本ベアリング工業会）から計 11 名が主に対面にて参加した。

ISO/TC 4 杭州総会日程

日付	会議
5月12日（月）	① SC 11/WG 4（リニアころ軸受－主要寸法及び公差）
	② SC 11（リニア軸受）
	③ SC 7（球面滑り軸受）
5月13日（火）	④ SC 8/WG 9（軸受の計算方法）
	⑤ SC 8（定格荷重及び寿命）
5月14日（水）	⑥ SC 4/WG 7（GPSに基づく特性及び公差値）
	⑦ SC 4（転がり軸受の用語，主要寸法及び製品の幾何特性仕様）
5月15日（木）	⑧ SC 5（ころ軸受）
	⑨ SC 6（インサート軸受）
	⑩ TC 4/AG 2（TC 4 諮問グループ 2）
5月16日（金）	⑪ TC 4（転がり軸受）本会議

b. ISO/TC 4 ベルリン WG 会議

2025年11月17日から21日にかけて開催された。日本からは4社から計9名が主に対面にて参加した。

ISO/TC 4 ベルリン WG 会議日程

日付	会議
11月17日（月）	① SC 11/WG 4（リニアころ軸受－主要寸法及び公差）
	② SC 6/WG 2（インサート軸受ユニット）
11月18日（火）	③ SC 4/WG 7（GPSに基づく特性及び公差値）
11月19日（水）	④ SC 4/WG 8（用語）
11月20日（木）	⑤ SC 8/WG 9（軸受の計算方法）
11月21日（金）	⑥ TC 4/AG 2（TC 4 諮問グループ 2）

② ISO/TC 4 における規格の制定及び改正状況

TC 4 における主な規格の制定及び改正状況は下表の通りである。

ISO/TC 4 における主な規格の制定及び改正状況

委員会	作業グループ	規格番号(名称)	制定／改正	開発段階*1 及び状況
TC 4	WG 15	ISO 23768	制定	DIS（国際規格案）
SC 4	WG 7	ISO 582（面取り寸法－最大値）	改正	2026年2月発行
		ISO 5753-1（ラジアル軸受用内部すきま）	改正	WD（作業原案）
	WG 8	ISO 15243（損傷及び故障－用語，特性及び原因）	改正	WD（作業原案）
SC 6	WG 2	ISO 25260（仮称：インサート軸受ユニット）	制定	CD（委員会原案）
SC 7	WG 3	ISO/NP 25994（仮称：球面滑り軸受－PTFE 織布タイプ自己潤滑軸受）	制定	WD（作業原案）

SC 8	—	ISO 281（動定格荷重及び定格寿命）	改正	DAmd* ² （国際追補案）
	WG 9	ISO/TR 25165（仮称：表面損傷を考慮した寿命の計算方法）	制定	WD（作業原案）
		ISO/TR 25269（仮称：理論的信頼性の計算）	制定	DTR* ³ （国際技術報告書案）
SC 11	WG 3	ISO 12090-1（リニア軸受用プロファイルレールガイドー第1部：系列1.2及び3の主要寸法及び公差）	改正	DIS（国際規格案）
	WG 4	ISO 19457（転がり軸受ーリニア軸受用サブアセンブリとしてのローラブロックー主要寸法及び公差値）	制定	FDIS（国際規格最終案）
*¹ISO規格が制定・改正されるまでの作業段階 ①PWI(予備業務項目)→②NP(新業務項目提案)→③WD(作業原案)→④CD(委員会原案) →⑤DIS(国際規格案)→⑥FDIS(最終国際規格案)→⑦ISO規格発行 *²DAmdの開発段階はDIS相当 *³DTRの開発段階はFDIS相当				

③ ISO/TC 4/SC 12 幹事国担当

2011年10月に、新たなSC（分科委員会）としてSC 12（玉軸受）が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。以来、日本は幹事国の役割を着実に果たしてきている。

SC 12 幹事国担当に関する報告は下記の通りである。

a. SC 12 幹事国業務報告

2025年度にISO 3290-1（鋼球）、ISO 3290-2（セラミック球）及びISO 12044（単列アンギュラ玉軸受ー外輪正面側の面取り寸法）の定期見直しが行われた。SC 12 幹事国（日本）の提案に基づき、いずれも「確認（現在の規格を維持）」することがSC 12 おいて決定した。

b. SC 12 の概要

- SC 12 の名称 Ball bearings（玉軸受）
- 幹事国 日本（国代表組織：日本産業標準調査会〔JISC〕）
- 委員会マネジャー 白木 高志（JBIA）
- 議長 西端 伸司（NSK）
- 業務範囲 全ての形式及び寸法の玉軸受の標準化（主要寸法及び公差を含む）
- 担当ISO規格 付表2（本節末尾参照）の通り（現在7規格）。

c. 幹事国担当の意義

長い歴史を持つTC 4において初めて欧米の国以外の幹事国として日本がSC 12の幹事国を担当することは、画期的な出来事であった。SC 12における幹事国の責任及び義務を果たすことにより、欧米主導の国際標準化における日本のプレゼンスを示すこととなる。

SC 12の管轄規格における“玉軸受”及び“玉”はベアリングで最も基本的かつ代表的な製品であり、この分野においても高い技術力を持つ日本が担当することは、①世界の軸受産

業の発展に寄与し国際貢献を果たし、②同時に、SC 12 を起点として、長い間、欧米勢が主体的であった TC 4 の標準化活動において、日本がより一層の貢献・関与をすることで、日本の産業の発展にも寄与することとなる。

d. SC 12 議長の交代及び委員会マネジャーの活動

SC 12 議長は、2011 年の幹事国引受以降、当工業会から輩出されてきている。議長選出の手続きは、①幹事国が任命する次期議長について、工業会が選出した候補者を JISC へ推薦し、②TC 4 における SC 12 議長承認のための投票実施を経て行われる。現在は、4 代目議長として、西端議長がその任務を遂行している。

また、委員会マネジャーについては、引き続き白木（工業会職員）が、ISO の専門的な管理運営業務への対応、担当する規格の改正作業の運営、各国の委員会メンバー及び ISO/CS（中央事務局）との調整業務など、その任務を遂行している。

（２）JIS 関連

ベアリングの JIS（日本産業規格）について、産業標準化法に基づく手続きに対応した機関である JIS 転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定・改正の原案作成を行う。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。

また、日本産業標準調査会等の更なる電子化に対応し、JIS 審議体制及び原案作成の電子化を更に推進している。

① JIS 制定等の計画の一般公開及び意見受付の実施

技術標準部会が立案した JIS 制定等の計画を、JIS 転がり軸受原案作成委員会への意見聴取を経て、2026 年 1 月 8 日から 2 月 8 日までの期間、工業会ホームページ「標準化情報」のページにより一般に公開し、意見受付を実施した。意見等の申出はなくこの期間を経過したため、技術標準部会において、この計画を決定した。

② JIS 転がり軸受原案作成委員会における原案作成の進捗状況

JIS 転がり軸受原案作成委員会は、その下に、JIS 原案の素案を作成することを目的とする専門委員会を設置している。この専門委員会には、当工業会の技術的な専門家に加え、経済産業省（以下「METI」）及び（一財）日本規格協会（以下「JSA」）の支援及び協力により、規格の用途・趣旨に関する専門家（METI）及び規格の様式に関する専門家（JSA）に、関係者として参加いただいている。このように JIS 原案の素案の作成段階から外部の専門家との調整を行っている。

個々の規格の進捗状況としては、次のとおりである。

a. 制定作業中の規格

- ・ **JIS B 1567**（転がり軸受一円筒ころ—鋼製ころの寸法，製品の幾何特性仕様(GPS)及び公

差値)

- ・ **JIS B 1568** (転がり軸受－針状ころ－鋼製ころの寸法, 製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値)
- ・ **JIS B 1569** (転がり軸受－円筒ころ及び針状ころ以外のころ－鋼製ころの寸法, 製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値)

2026年2月に **JIS** 転がり軸受原案作成委員会の審議を行い、2026年度に申出予定である。

b. 発行された規格

- ・ **JIS B 1509** (転がり軸受－止め輪付きラジアル軸受－寸法, 製品の幾何特性仕様 (GPS) 及び公差値)

2025年12月に発行された。

(3) 関連団体との協力

①次の関連団体と、標準化について相互協調を図っている。

(一財) 日本規格協会、(一社) 国際標準化協議会、(国研) 産業技術総合研究所、
(一財) 日本軸受検査協会、(一社) 日本自動車工業会、(一社) 日本電機工業会、
(一社) 日本建設機械施工協会、(一社) 日本産業車両協会、(一社) 日本産業機械工業会、
(一社) 日本鉄鋼連盟、(一社) 日本工作機械工業会、(一社) 日本工作機器工業会、
(一社) 日本航空宇宙工業会、(一社) 日本ファインセラミックス協会

②関連機関への協力として下記の業務で貢献した。

a. 日本規格協会への協力

日本規格協会の **JIS** ハンドブック編集委員会 (機械要素(ねじを除く)) の委員に当工業会が任命されている。同委員会が 2025 年 9 月に開催され、当工業会から委員として参加した。

b. 関連機関への委員参加

下表に示す規格制定・改正を行う関連機関の委員に、当工業会が任命され協力をしている。

原案作成団体 (国内審議団体)	委員会	規格 種別	規格対象範囲
(一財)日本規格協会	ISO/TC 10	ISO/ JIS	製品技術情報文書情報
(一財)日本規格協会	ISO/TC 213 グループ A	ISO/ JIS	図示
(一財)日本規格協会	ISO/TC 213 グループ C	ISO/ JIS	表面性状

(備考) **ISO/TC213** : 製品の寸法・形状の仕様及び評価。なお **ISO/TC213** グループ B の規格対象範囲は測定。

付表 1 ISO/TC 4 の組織

TC	SC	WG	名 称	幹事国 (WG はコンビーナ所属国)
TC 4			転がり軸受	スウェーデン (SIS)
		WG 15	部品ライブラリーリファレンス辞書	(フランス)
		AG 1	TC 4 諮問グループ 1	(スウェーデン)
		AG 2	TC 4 諮問グループ 2	(ドイツ)
	SC 4		転がり軸受の用語、主要寸法及び製品の幾何特性仕様	スウェーデン (SIS)
		WG 7	GPS に基づく特性及び公差値	(ドイツ)
		WG 8	用語	(ドイツ)
	SC 5		ころ軸受	フランス (AFNOR)
		WG 1	針状ころ軸受—寸法及び公差	(フランス)
	SC 6		インサート軸受	中国 (SAC)
		WG 2	インサート軸受ユニット	(ドイツ)
	SC 7		球面滑り軸受	ドイツ (DIN)
		WG 3	PTFE 織布タイプ自己潤滑軸受	(オーストリア)
	SC 8		定格荷重及び寿命	ドイツ (DIN)
		WG 9	軸受の計算方法	(ドイツ)
	SC 11		リニア軸受	中国 (SAC)
		WG 3	リニア軸受用プロファイルレールガイド	(ドイツ)
		WG 4	リニアころ軸受—主要寸法及び公差	(オーストリア)
	SC 12		玉軸受	日本 (JISC)
	SC 13		試験、測定及び評価	スウェーデン (SIS)

付表 2 ISO/TC 4/SC 12 の管轄規格

規格番号	ISO 規格名称
ISO 3290-1	転がり軸受—玉—第 1 部：鋼球
ISO 3290-2	転がり軸受—玉—第 2 部：セラミック球
ISO 8443	転がり軸受—外輪フランジ付ラジアル玉軸受—フランジ寸法
ISO 12044	転がり軸受—単列アンギュラ玉軸受—外輪正面側の面取寸法
ISO 19843	転がり軸受—セラミック球—切欠き球試験による強度測定方法
ISO 20515	転がり軸受—ラジアル軸受、固定用切欠き—寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値
ISO 20516	転がり軸受—調心座スラスト玉軸受及び調心座金付きスラスト玉軸受—主要寸法

3. 健全な貿易発展施策等に関する事業

(1) WBA (World Bearing Association 世界ベアリング協会)

WBA は、グローバル化の進展の中で、共通する公益的な課題に係る日米欧の間の協力をより一層推進するため、WBS を発展的に解消して、2006 年 9 月に設立されたものである。

① WBA リーガル・カウンセル

WBA は、2009 年よりアンチトラスト・コンプライアンスの体制を一層強化し、競争法弁護士 (Baker McKenzie : 以下、BM) による書類・資料のリーガル・チェックと会合のモニタリングのもとで、総会 (2011 年～2013 年は首脳会合)、委員会が運営され、各分野の活動が進められている。

② 総会準備

【WBA 専門委員会】

当工業会では、WBA 専門委員会を設け、連絡・調整に加え、WBA 総会への対処方針の策定等で WBA 活動に対応してきている。2025 年度上半期は、WBA オンライン総会に向けて WBA 専門委員会 (WBA 偽造品対策委員も出席) を 2 回開催した (Web : 6 月 19 日、対面 8 月 19 日)。また、WBA 専門委員は、WBA 偽造品対策委員と共にオンライン総会にも出席した。

【事務局会議】

WBA 総会の準備のため、会長団体である JBIA 事務局が主催者として、米 ABMA、欧 FEBMA と三極の事務局 Web 会議を開催 (6 月 24 日、8 月 26 日)。総会のアジェンダ、出席者、ロジ等の確認を行った。

③ 2025 年 WBA オンライン総会の結果

a. 開催日時

2025 年 9 月 18 日 (木)

19 : 30～19 : 45 JBIA 内打合せ会 (Webex)

20 : 00～21 : 40 WBA オンライン総会 (Webex)

b. 出席者

【首脳】

鵜飼 英一 WBA 会長、JBIA 代表 (NTN 社長)

市井 明俊 WBA 副会長、JBIA 代表 (日本精工社長)

近藤 禎人 JBIA 代表 (ジェイテクト社長)

黒澤 勉 JBIA 代表 (不二越社長)

Andreas Roellgen WBA 副会長、ABMA 代表

【委員会委員長】

(欠席) Ingrid Bichelmeir-Boeh

【偽造品対策委員（以後 ACC）委員】

【オーセンティケーション・システム（以後オーセン）委員】

【Second person : WBA 専門委員】

【事務局】

ABMA : Jenny Blackford (事務局長)

FEBMA : Sylvia Grohmann-Mundschenk (事務局長)

【その他】

Bram Hoorelbeke (BM 弁護士) : 会議モニタリング

小寺、大菅（通訳）

注：総会直前に実施した JBIA 内打合せ会には、リーガル・カウンセラーとして阿江弁護士（BM 東京）が同席した。

c. 総括

- ▶ 対面総会を東京で開催するために、JBIA は会議場および宿泊を手配していたが、Zaps 副会長が来日できなくなったことから、オンライン総会に変更となった。
- ▶ 主催者である鵜飼会長が議長となり、事前に事務局間で調整したアジェンダに沿って議論が行われた。JBIA の参加者は、対処方針※¹に沿って対応し、同方針の枠内で問題なく収まった。

※1 JBIA の基本スタンスは、例年と同様、2015 年シカゴ総会において「WBA のあり方」について Kyle 会長（当時）が提唱し合意に至った、リソースの制約を考慮し「偽造品対策活動に集中」との合意を踏まえ、経済・社会情勢も勘案のうえ、この枠組みの維持に努め、適宜対処。

➤ 特段の新規事業の提案はなく、ACC とオーセン委員会それぞれの 2025 年事業報告、2026 年事業計画（予算含む）が承認された。

※WBA の年度は、総会から次回の総会までを年度としている。従って、2026 年の WBA 年度は、2025 年 9 月 18 日から 2026 年 9 月 17 日となる。

➤ 予算は総額で USD 159,700 となった。

内訳：偽造品対策 USD104,000／オーセン USD28,200／リーガル USD27,500。

➤ 総会の開催について ABMA 首脳 Roellgen 副会長が、来年もオンラインでの開催を希望していることが事前の事務局会議で伝えられた。これを受け、総会前に、FEBMA と JBIA の首脳の意見の確認を行ったところ、Roellgen 副会長を除く全員が対面開催を支持していたことから、鶴飼議長は総会の場で、2026 年については対面会議を開催したい旨の発言をし、Roellgen 副会長の了解を得た。

➤ 2026 年の総会日程は次のとおりで決定した。

9 月 16 日（水）：事務局会議、ACC およびオーセン委員会、歓迎ディナー

9 月 17 日（木）：総会、ACC およびオーセン委員会

④ WBA 偽造品対策委員会（ACC）

2025 年度は、会議を 6 回開催した（4 月 22 日、6 月 24 日、8 月 26 日、11 月 6 日、2026 年 1 月 27 日、3 月 14 日はバンコクで開催）。2026 年の計画案は総会で原案のまま承認された。

なお、2025 年の予算については、2024 年 9 月の総会直前に SKF が退会を表明したことから、9 月末までに ACC 会議を開き予算を節約することを条件に総会で承認された。ACC はロビー対象国の削減は行わず、訪問先を訪問国の首都に限定するかたちで中国、タイ、ベトナム、インド（例外的に商業首都であるムンバイも訪問）を訪問した。各事業については次のとおり。

a. 委員

委員長：内田（NSK）

委員：山下（NSK）、瀧澤（JTEKT）、野並（NTN）、岡島（NACHI）

Bichelmeir-Boehn、Ruegemer（Schaeffler）、Hartong、張（TIMKEN）

事務局：（JBIA）宮下専務理事、黒岩次席、石浦、岡野

（ABMA）Blackford、（FEBMA）Grohmann-Mundschenk

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

b. 中国ロビー（JBIA 担当）

WBA は 2009 年に中国政府取締り機関を訪問して以来、日中・米中間の政治的な対立等で環境が厳しい時にも訪問を続けてきている。新型コロナ禍による渡航制限で訪問の中断を余儀なくされている期間も WBA はこれまで築いてきた信頼関係を維持するため、ホワイトリスト／ブラックリストなど摘発に役立つデータをメンバーから収集し、取締り当局へのデータ提供を継続した。

b-1. 2025 年（WBA 年度）結果

内田 ACC 委員長（NSK）を団長としてロビー活動を行った。SKF の退会により、予算削減が必要となったことから、本年度は北京のみの訪問となった。コロナ以降は、当局への面談は厳しくなっており、本年も国家知識産権局（CNIPA）を訪問することに成功したが、面談許可が出たのは直前であった。海関総署との会合も日程が直前に変更となり、中国中央政府との面談の調整は年々困難となっている。

【参加者】参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（団長、NSK）、瀧澤（JTEKT）、野並（NTN）、谷井（NACHI）、
現地参加者：鄭（NSK）、尤（NTN）、斉（JTEKT）、呉（NACHI）、
陳（Schaeffler）、孫（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：日中通訳

（i）海関総署（GACC：中央税関）総合司知的財産権処：5 月 26 日（12 回目の会合）

当局出席者：張松泉処長、李丹副処長 他 1 名

税関へ提出するデータ※2 について、次のアドバイスがあった。

- ホワイトリストは税関差止めには有効なため、正確で最新の情報を税関システムに登録する。
- ブラックリストについては、情報が新しいうちに管轄地域の公安や税関と相談することを薦める。ブラックリストに記載されている業者や個人の名前は偽名であることが多く、また、名前を変えて再営業することもあることから、必ずしも税関差止めには活用できるわけではない。そもそも税関には、ブラックリストの個人情報を使って捜査する権限がない。

※2 提供資料

- 各社情報：ホワイトリスト、ブラックリスト、連絡先、会社紹介等
- 中国税関差止データ：WBA メンバーの偽造品を中国税関が差し止めたデータ
- 中国以外での税関差止データ：中国から輸出された WBA メンバーの偽造品を海外税関が差し止めた事例のデータ。

（ii）国家知識産権局（CNIPA）商標局：5 月 28 日（2 回目の会合）

出席者：商標局国際処長 他 3 名

審査部門と会合した。類似商標や異なる分類への商標登録が多いことを説明し、取消、無効にすることについて意見を伺った。これに対し、国家知識産権局出席者からは、取消、無効にできる要件や手続きについて説明があり、活発な情報交換が行われた。

b－2．2026 年（WBA 年度）計画

- 海関総署総合業務処：総署との長年のパイプを維持。地方ロビー訪問にかかる総署の了解と支持を得る。最新動向に応じ、中国税関がどのようなデータをリスク管理システムに必要としているかについて意見交換をする。
- 地方政府：貿易量が多く、偽造品が多く流通している広東省（深センを含む）または上海を訪問する。
- 地方取締り機関に対し、アプリの広報を行う。

c．アジア太平洋地域（JBIA 担当）

c－1．2025 年（WBA 年度）結果

2025 年次計画に基づき、2025 年 2 月にタイおよびベトナムに対し内田委員長（NSK）を団長としてミッションを派遣し、現地においてロビイング、セミナーなどを開催した。概要は次のとおり。

（i）タイ対策

【参加者】参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（団長、NSK）、野並（NTN）、瀧澤（JTEKT）、岡島（NACHI）、
Bichelmeir-Boehn（Schaeffler）

アジア地域責任者：中山（NSK）、Kalita（Schaeffler）、Ling（TIMKEN）

現地参加者：Supachanyawat、Meesri（NSK）、

安随、Trongsaengpanya、Kitsathapornpisarn、渡利、Sookdee（NTN）、
Wongprasit、Siripornpiriya（JTEKT）、安井、Yeekobal（NACHI）、
Surapongraktrakul（Schaeffler）、Dechanuwong、Manopensook（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

【取締当局職員向けセミナー】6 回目（オンラインセミナー2 回を含む）

2 月 24 日午後に Tilleke 法律事務所のオーデトリウムを使い取締り当局職員 49 名に対し WBA 真贋判定トレーニングセミナーを開催した。プログラムは前回同様、①WBA 概要と偽造対策活動、特に WBA アプリの新機能であるフォトガイドラインの説明、②偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクの説明、③メンバー6 社による識別ポイントなどの説明等を行った。セミナー会場では、個別企業ごとにブースを設置し、真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。ブースを訪れた職員に対し実物を用いて、真贋判定の詳細を含めたデモンストレーション等を行った。

経済警察参加者（総勢 20 名）

知的財産局参加者（総勢 6 名）

税関参加者内訳（総勢 23 名）

Enforcement Division（5 名）、Bangkok Port Customs Office（3 名）、

Bangkok Port Customs Bureau（3 名）、

Suvarnabhumi Airport Cargo Clearance Customs Office（4 名）、

Suvarnabhumi Airport Passenger Customs Office（4 名）

Don Mueang Airport Customs Office（2 名）、

Ladkrabang Cargo Clearance Customs Office（2 名）

【当局との会合】

➤ 訪問先：タイ経済警察（ECD：Economic Crime Suppression Division）：1 回目の訪問
サブリハッド大佐・副司令官、他 10 名

2 月 25 日に ECD を訪問し会合を行った。内田団長から当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、同偽造品のリスクを説明し、WBA アプリ（新機能のフォトガイドラインも紹介）の実演を行い、組織的なアプリの使用を要請した。市場およびオンライン上の様々な偽造品取締りや ECD への連絡窓口について等、双方より活発な情報交換が行われた。

【WBA ACC および拡大会議】

2025 年 2 月 25 日午後、B&M 弁護士のモニタリングのもと、各社のタイ人現地職員、タイ駐在員などを加えた拡大版 ACC 会議を対面で開催（弁護士、通訳を含め 23 名参加）。次について意見交換を行い、引き続き検討していくこととした。

- ・ 知的財産局（DIP：Department of Intellectual Property）と締結したオンライン対策についての会議の報告と MOU（覚書）の効果的な活用方法
- ・ 当局との偽造品対策の効果的な連携の検討
- ・ 効果的な偽造品摘発体制構築のための、競争法に抵触しない情報共有ワークフローについて
- ・ タイ現地スタッフの偽造品対策のモチベーションを高めるための施策
- ・ 次のロビー対象国についての意見交換。インドネシアが候補に挙げられた。

（ii）ベトナム対策

【参加者】参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（団長、NSK）、野並（NTN）、瀧澤（JTEKT）、岡島（NACHI）、
Bichelmeir-Boehn（Schaeffler）

アジア地域責任者：中山（NSK）、Kalita（Schaeffler）

現地参加者：Tuan（NSK）、Do、Hoang（NTN）、Chong、Linh（JTEKT）、
松村、Ly、Son（NACHI）、Bui（Schaeffler）、Pham、Than（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：通訳

【当局との会合】

2 月 27 日にベトナム市場管理総局（DMS : Vietnam Directorate of Market Surveillance）、科学技術省（MOST : Ministry of Science and Technology）、28 日に税関総局と会合を行った。内田団長から各当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、偽造ベアリングのリスクについて説明。識別ツールである WBA アプリ（新機能のフォトガイドラインも紹介）のデモンストレーションを行い、組織的なアプリの使用を要請した。当局の取締りを円滑に進めることができるよう、WBA 各社の連絡窓口および代理人連絡先を提出することとした。いずれの当局とも 2 回目の対面となったため、意見交換が活発に行われた。当局の出席者などは次のとおり。

➤ DMS（2 回目の会合）：リン総局長、他 10 名

リン総局長と WBA の交流は、2023 年の WBA によるハノイ本部初訪問、24 年 10 月のリン総局長訪日時の日本国特許庁での会合（DMS のリクエストによる真贋識別ツールである WBA アプリの説明）、そして今回と都合 3 回目の面談となる。総局長によるとベトナムでも電子商取引が急速に成長しており、偽造ベアリングの取引の増加が当局でも課題となっていることを説明された。総局長は WBA 各社がより市場監視を強化することを要請した。

➤ MOST（2 回目の会合）：チュン捜査チームリーダー、他 4 名

MOST では偽造品ベアリングの事例は扱ったことはないが、WBA の説明により、市場および電子取引上で偽造品が取引されることについて認知した。また、MOST がより効果的な取締りができる改正案を政府に提案できるよう、直面している課題について WBA と意見交換を行った。最後に、WBA 各社に電子取引上の違反行為を積極的に調査し、正規代理店リストを顧客に提供することを要請した。

➤ 税関総局（2 回目の会合）：タム税関管理監督局、ハ税関管理監督部第 4 事務所長、トアン密輸・模倣品取締りおよび知的財産権保護課（第 4 課）副課長、他 4 名

WBA から、真正品と偽造品が混在した梱包や偽の証明書を使用した輸入、ノーブランド商品が輸入された後、国内で WBA メンバーの商標を付して市場に流通すること等の問題点を説明し、それに税関が回答する等活発な意見交換がされた。税関からは、WBA 各社のホワイトリストおよび連絡窓口、また偽造品が積載された貨物に関する情報などの情報提供が依頼された。

c－2. 2026 年（WBA 年度）計画

- タイ：警察経済犯罪対策課（ECD）との面談。ACC バンコク会議の開催（地域戦略の策定等）。
- ベトナム：ハノイの他にホーチミンの当局の訪問およびトレーニングセミナーの開催。
- インドネシア：2026 年は小規模な調査団をジャカルタに派遣し、ロビーの実現可能性を探る。

c-3. 2026 年（WBA 年度）結果

2026 年次計画に基づき、2025 年 12 月にインドネシアへ調査団を派遣した後、翌 26 年 3 月にベトナムおよびタイに対し内田委員長（NSK）を団長とするミッションを派遣し、現地においてロビイングなどを実施した。概要は次のとおり。

（i）インドネシア調査

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）のミッションに相乗りする形で実施。現地の取締り機関との意見交換を通じて事前調査を行った。

【参加者】内田委員長、石浦事務局員

【当局との会合】

12 月 8 日午前には法務省傘下の知的財産総局（DGIP）、午後に税関総局、9 日午前にはインドネシア反模倣協会（MIAP）、午後に国家警察、10 日に現地サービスプロバイダー候補の弁護士事務所 2 か所とそれぞれ会合を行った。政府機関に対しては、日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、偽造ベアリングのリスクと WBA の活動について説明した。

- 知的財産総局（DGIP）：ヤスモン局長ほかには知的財産保護のためのタスクフォースメンバーを対象にしたトレーニングセミナーを提案。
- 関税総局：スタソノ課長（Head of Section of Transnational Organized Crime II）ほかには職員の研修セミナーを提案。
- インドネシア反模倣協会（MIAP）：ジャスティシリ専務理事ほかには WBA の概要を説明。
- 国家警察：アンドレ少佐ほかには職員の研修セミナーを提案。

（ii）ベトナム対策

【参加者】参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（団長、NSK）、野並（NTN）、瀧澤（JTEKT）、岡島（NACHI）

本社出席：林（NTN）

アジア地域責任者：中山（NSK）、Kalita（Schaeffler）

現地参加者：Tuan、Nam（NSK）、Thanh、Cuong、Ngan（NTN）、

水谷、Nam、Linh（JTEKT）、松村、Ly、Vinh、Son（NACHI）、

Thinh、Nhu（Schaeffler）、Cuong、Thanh（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：通訳

【当局との会合】

3 月 9 日に、ベトナム税関監督管理部、10 日にはベトナム国内市場管理・開発庁（DDMSD :Department of Domestic Market Surveillance and Development）とハノイ市市

場管理局（MSD）、11日はホーチミン市市場管理局、12日にホーチミン税関と会合を行った。内田団長から各当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について感謝状を贈呈するとともに、偽造ベアリングのリスクについて説明。識別ツールである WBA アプリのデモンストレーションを行い、組織的なアプリの使用を要請した。いずれの当局とも意見交換が活発に行われた。当局の出席者などは次のとおり。

- 税関局（3 回目の会合）：タイ税関監督管理次長、ハ税関監督管理部第 1 業務チーム副チーム長、ビン密輸対策捜査課第 1 班担当官（北部地域担当）

WBA メンバーの差止め件数が増加していることについて各社は感謝を表した。税関では疑わしい業者の情報は証拠がなくても受付可能なこと、その他には、E コマースの偽造品販売情報等、権利者側からのあらゆる情報の提供を要望された。協力関係の強化のために MOU 締結について検討することとした。

- DDMSD（3 回目の会合）およびハノイ市 MSD（2 回目の会合）：リン DDMSD 長官、他 4 名。ハング・ハノイ市 MSD 局長、他 5 名

ハノイでは偽造品ベアリングの案件が多いことを言及。MSD で行政処分が行われた後に、権利者は当該記事を DDMSD に提供することを助言された。DDMSD がその記事を公表すると、他の電子新聞が情報を掲載し、偽造品が市場に出回っていることを広く啓蒙することができるため。また、市場で偽造品を発見した場合は、支局だけでなく中央にも連絡すれば、万が一、支局の対応が悪かった場合、中央から指示が可能となるとも助言された。4 月より電子商取引の法律が改正され、EC プラットフォームで簡単に店舗を開設ができなくなり、偽造品業者の開設にも影響がでる可能性があるという説明があった。リン長官からは協力関係の強化を目指す MOU の締結の提案があり検討することとなった。

- ホーチミン市 MSD（1 回目の会合）：ヌ副部長、他 8 名

ホーチミン市 MSD では E コマース対策を重視しており、WBA が同市 MSD へアクセスおよび情報を提供する場合は、代理人を通じる以外に、直接連絡することが可能と言及があった。なお、その窓口は、法務部となる。今回は初めての訪問だったことから、内田団長の他には、各社ベトナム人スタッフのみの参加となった。次回は人数制限のない形での訪問と、セミナーの開催を WBA から提案した。

- ホーチミン税関（1 回目の会合）：アン密輸捜査課第 3 チーム副リーダー、他 4 名

ホーチミン税関では、ベアリングを始め多くの偽造品の処理をしていることから、真贋判定を迅速にするための情報の提供を強く要望された（代理店および輸入者のリスト、代理人だけでなく企業担当者の連絡先、E コマースの偽造業者）。WBA のアプリに期待を示し、各当局への積極的な啓蒙とトレーニングセミナーの開催を依頼された。

（iii）タイ対策

【参加者】

ACC 委員：内田（団長、NSK）、野並（NTN）、瀧澤（JTEKT）、岡島（NACHI）

本社：林（NTN）

アジア地域責任者：中山（NSK）、Kalita（Schaeffler）

現地参加者：Lumyongsatian、Hrurukvit（NSK）、

Trongsaengpanya、Kitsathapornpisarn（NTN）、

斉藤、Wongprasit、Siripornpiriya（JTEKT）、西尾、Yeekobal（NACHI）、

Surapongraktrakul（Schaeffler）、Dechanuwong、Manopensook（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

【当局との会合】

➤ 訪問先：タイ経済警察（ECD：Economic Crime Suppression Division）：2 回目の訪問
ジュルカセウィー警視（Superintendent）、副隊長、経済犯罪取締部、他 16 名

3 月 13 日に訪問。内田団長から当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、同偽造品のリスクを説明し、WBA アプリの実演を行い、組織的なアプリの使用を要請した。ECD は戦略的に摘発ができることを期待して、アプリで収集できるデータの共有を求めた。個人情報保護法のため、ECD から全てを企業に共有できないが、可能な限り情報の共有をして企業と協力していくことになった。

【WBA ACC および拡大会議】

3 月 13 日午後に、B&M 弁護士のモニタリングのもと、各社のタイ人現地職員、タイ駐在員などを加えた拡大版 ACC 会議を対面で開催（弁護士、通訳を含め 24 名参加）。次について意見交換を行い、引き続き検討していくこととした。

- ・タイ警察（ECD）との関係強化策で成功した事例。
- ・当局との偽造品対策の効果的な連携の検討。
- ・偽造防止担当者に関する情報の共有や提供に関する問題。
- ・電子商取引対策で成功した事例。
- ・認証アプリ「WBA Check」の不具合の事例や改善すべき点。
- ・2027 年からのアジア・ロビー活動にインドネシアを追加することに関して。
- ・WBA のタイ訪問頻度を毎年ではなく 2 年に 1 回にすることについて。
- ・偽造ベアリングに関するメンバー間の情報共有、捜査と法的措置。

d. インド対策

d-1. 2025 年（WBA 年度）結果

2020 年に実施された調査結果を基に（最終報告は 2021 年）、当局高官との面談、税関向けのトレーニングセミナー開催、アプリの宣伝等を検討してきた。2025 年事業計画に計上し、2025 年 3 月にムンバイおよびニューデリーに内田委員長（NSK）を団長とするミッションを派遣し、現地においてロビイング、セミナーなどを開催した。内田団長から

当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、同偽造品のリスクを説明し、イングリット・オーセン委員長が WBA アプリの説明を行った。いずれの会合やセミナーにおいても、当局と意見交換が活発に行われた。概要は次のとおり。

【ムンバイ】

- 3 月 17 日：インド側受入機関である VDMA(ドイツ機械工業連盟) インド支部および S.S.Rana 法律事務所と、本ロビーの日程について確認をすると共に、今後のインドの偽造対策の活動についても意見交換をおこなった。午後には、Pydhonie Market を訪問し、偽造品ベアリングを販売している店舗がいくつもあることを確認した。
- 3 月 18 日：ムンバイ警察経済犯罪課 (EOW) およびムンバイ税関向けセミナーを開催。

【ニューデリー】

- 3 月 19 日：デリー知的財産庁 (IPO) と商工業省産業国内取引促進局 (DPIIT : Department for. Promotion of Industry and Internal Trade) を訪問し会合を行った。
- 3 月 20 日：デリー税関向けセミナーの開催。デリー高裁の知財裁判の見学および知財判事と会合を行った。
- 3 月 21 日：IndiaMART (インド最大のオンライン BtoB マーケットプレイス) と会合を行った。また、インドにおける効果的な偽造品対策について意見交換を行った。

d-2. 2026 年 (WBA 年度) 計画

- 当局との面談を手配した法律事務所の助言により、次のインド政府機関への訪問を 2027 年に行う。2026 年は訪問しない。
- 情報収集や基礎的な活動を行うために、WBA 支部をインドに設立したいという現地からの提案について ACC で検討する。

e. 広報啓発活動 (Awareness Campaign) (ABMA 担当)

広報啓発分科会 (MARCOM : MarCom Sub-Committee) は ACC の下に設置され、Schaeffler の委員長 (ABMA は担当事務局)。2025 年度は、Web 会議を 5 回 (4 月 8 日、6 月 10 日、8 月 28 日、11 月 11 日、2026 年 2 月 3 日) 開催した。ベアリングユーザーに対し、偽造品の生命や機材・設備への危険性と偽造品の購買・使用の防止等について WBA ウェブサイト (<https://www.stopfakebearings.com/>) 等により、啓発活動を実施している。本ウェブサイトは 13 か国語 (英・日・中・西・葡・仏・独・泰・露・アラビア・土・尼・越) で展開され、WBA が公益を目的とした非営利団体であり、信頼できる組織であることを各国税関および取り締まり当局に示すためのリソースにもなっている。また、WBA Check アプリの広報普及については、同じ広報啓発普及活動ということで、オーセン委員会から広報分科会に付託されている。

e-1. 2025 年 (WBA 年度) 結果

- タイ語、ベトナム語、英語 (インド向け) で作成した「WBA アプリのフォトガイドラ

インの使用法」をロビーで配布し、アプリの宣伝をした。

- ウェブサイト（stopfakebearings.com）の月間利用者数は、2024 年の月間約 1,300 人から 2025 年は約 1,500 人と増加した。利用者の多い国は、アメリカ、中国、ロシアであり、変化はない。

e－2. 2026 年（WBA 年度）計画

- アプリを宣伝するための、配布資料の開発を継続する。
- 閲覧数の低い国で、増加のための戦略を検討する。
- 会員が自身のソーシャルメディアチャンネルで WBA アプリや活動を宣伝するために使用できるソーシャルメディアメッセージを開発する。
- WBA や会員の活動に関するニュースをウェブサイトに引き続き掲載し、必要に応じて偽造防止に関する一般的なニュースを掲載して、正規品の使用を促進する。

f. 予算

2026 年（WBA 年度）予算として 104,000 ドル（前年度 125,500 ドル）が総会で承認された。

中国ロビイング ロジスティクス（中青旅等）	USD 10,000
中国ロビイング コンサル（CALUE）	USD 40,000
海外差止データ収集（BM）	USD 3,000
アジア太平洋（タイ／ベトナム／インドネシア）	USD 30,000
インド フォローアップ	USD 1,000
広報啓発活動（オーセンアプリの広報活動も含む）	USD 20,000
Total	USD 104,000

⑤ WBA オーセン委員会（FEBMA 担当）

WBA メンバーの真贋判定共通アプリである「WBA Check」の開発・改善・広報普及・運用等を行っている。2025 年度上半期は、8 月 26 日に Web 会議を開催し、来年度の計画の合意や総会向けプレゼン資料の確認を行った。

a. 委員

委員長： Bichelmeir-Boehn（Schaeffler）

委員： 尺田、内田、山下（NSK）、松井、滝澤（JTEKT）、辻本、野並（NTN）、
谷井、岡島（NACHI）、Berni、Maldonado（TIMKEN）

事務局：（JBIA）宮下専務理事、黒岩次席、石浦、岡野、
（ABMA）Blackford、（FEBMA）Grohmann-Mundschenk、Inoue

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

b－1. 2025 年（WBA 年度）結果

- 中国のプロバイダーを変更する必要性が生じ、WBA アプリの WeChat への再統合を行った。

- アプリの機能に、フォトガイドラインを展開（11 か国語：英、日、中、泰、越、独、仏、西、露、アラビア、ルーマニア）。
- フォトガイドラインを紹介するチラシの作成（4 か国語：英、中、泰、越）。
- WBA アプリ（WeChat 版も含む）のプロモーション活動およびデモンストレーション（ACC、MARCOM との協力）を中国、タイ、ベトナム、インドにおけるロビーで展開。
- Web サイトの SKF の記載について次のように修正。『SKF は WBA の創設メンバーだが、現在は WBA の活動に積極的に参加していない。』
理由：SKF のスウェーデン本社はスウェーデンの協会を退会し、FEBMA および WBA も退会したとしているが、フランス、ドイツ、イタリアにある SKF 子会社は、現在もそれぞれの国のベアリング協会の会員である。このことから、FEBMA では、SKF は変わらず FEBMA の会員企業という認識。
- アプリについては、SKF のコードをスキャンすると、SKF の認証システムへリンクするように修正した（修正費用は SKF が負担）。

b－2. 2026 年（WBA 年度）計画

2026 年の承認された計画は次のとおり。

- ユーザーからのフィードバックに応じて継続してアプリの改善を行う。
- 広報啓発分科会と協力して、フォトガイドラインおよびアプリの啓発活動を行う。
- フォトガイドラインを含めた、アプリのガイドラインビデオの制作。
- 必要に応じて、アプリおよびフォトガイドラインの言語を追加する。
- アプリ利用を増加させるための、有効なプラットフォームへの統合について検討（現在は、Android、Google、iOS、WeChat で利用可能）。
- WBA メンバー会社以外のベアリングメーカーが、アプリに参加できる可能性の検討。

c. 2026 年（WBA 年度）予算：前年度と同額。

アプリ機能の改善	USD	8,000
新しい言語の追加	USD	4,000
WBA Check の年間維持費（WeChat 含む）	USD	16,200
(WBA 分のみ。参加企業は各々の個別メンテナンス負担がある。)		
Total	USD	28,200

(2) 不正商品対策

① 不正商品対策専門委員会

本委員会は、競争法弁護士によるリーガル・チェックとモニターの上、年間を通して隔月で開催している。2025 年度は 6 回（対面・Web：3 回ずつ）開催した（4 月 10 日、6 月 19 日、8 月 19 日、10 月 28 日、2026 年 1 月 16 日、3 月 24 日）。委員会では、競争法に抵触しない範囲で、各社の不正商品対策について報告している。こうした情報共有を踏まえ、これまでとは異なる視点を取り込む等により、不正商品事例に対する各社の監視・対処の改善を図っている。主な活動は次のとおり。

a. 取締り当局の対応について

海外税関の偽造品差止や警察等による市場摘発において直面した現地の規則・規制の問題や効果的な対応策あるいは成果について、競争法に抵触しない範囲で情報を共有している。

b. E コマース

E コマースの利用がますます増加したことを背景に、偽造品業者の活動も E コマース上で活発化してきている。偽造品を扱っているサイトの閉鎖の難しさや摘発等の各社の対策について、競争法に抵触しない範囲で情報共有をしている。

c. 冒認商標登録

冒認登録と主張しても、非類似と判定される事例が多くある。また、ベアリングとは違う商品区分で、類似の商標登録がされている事例のうち、明らかに悪意のある登録がある。委員会では、このような冒認商標登録に関連する事例や対策について競争法に抵触しない範囲で情報を共有している。

d. その他

上記以外に委員会で報告される事例は、自社のドメインを勝手に使われている事例、正規の代理店ではないのにサイト上で正規の代理店と主張している事例等が報告されている。

②国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

政府・関連団体・企業が一体となって模倣品など知的財産権侵害対策を実施するため、「国際知的財産権保護フォーラム」が 2002 年 4 月に発足し活動している。当工業会は、次の 5 つのプロジェクトに参加し、そこで得られた知識・情報等を WBA 事業や不正商品対策専門委員会の活動に反映させている。なお、中国に対する提言のあり方が、2002 年のフォーラム創立時における官民訪中ミッションから、現在は現地日系商工会による提言へ移行しているため、中国プロジェクトの活動は、WG 活動（意見交換等）を中心としたものに変更されている。

中国プロジェクト

アジア大洋州プロジェクト

中東アフリカプロジェクト

インターネットプロジェクト

啓発プロジェクト

JBIA は、機会を得ては WBA アプリの紹介を含め JBIA の偽造品対策を紹介するなど貢献している。

＊IIPPF の事務局はジェトロ、参加は 34 団体・170 企業（2026 年 2 月現在）。

現在の座長は若代真吾・パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社 執行役員 知的財産担当。

（３）通商対策

① 通商対策専門委員会

本委員会は、競争法弁護士によるリーガル・チェックとモニターの上、おおよそ４か月ごとに開催している。2025年度は、Web会議を４回開催した（５月15日、９月２日、10月30日、2026年２月19日）。委員会では、競争法に抵触しない範囲で各社の通商対策について報告。特に、FTA/EPA活用の取り組み、手続きや規則等の共通の問題等について情報共有を行うと共に、改善のための方策があるか等を探っている。

- 米国のいわゆるトランプ関税政策（相互関税、自動車関税、鉄鋼・アルミ派製品関税）について、証明の書類、手続き、計算方法等の対応について、意見交換を行った。
- 特に鉄鋼・アルミ派生品へ高額関税賦課については税率の計算方法のガイドラインがないこと、製品価格の高騰を招くことから、政府（経済産業省）に要望書を提出することとなった。要望書では、米国に対し、ベアリングの対象商品からの除外、関税の計算方法のガイドライン提供を働きかけること及び影響を受ける国内企業に対しての必要な経済的支援について要望した。本要望書は、経済産業省産業機械課に黒岩副会長・専務理事が提出（11月13日）。また、伊吹製造産業局長とも面談し、善処を要請した。
- 2011年に発効された日印協定の原産地規則は「関税番号変更基準と付加価値基準の and 条件」のため、大多数の構成部品が素材以降日本で加工された旨の証明が必要となり、日本製であることの証明が煩雑で負担の大きいものになっている。今後、規則見直しの交渉を政府に打診できるかどうか、委員会で検討をしていくこととしている。事務局から産業機械課へは機会があるごとに情報を共有している。
- トランプ米大統領が環境問題に積極的でないことから、CBAMやEUDRといったEUの措置や規則の動きは後退しているが、ベアリング産業においてどのような影響があるか情報共有している。
 - ・ **CBAM（炭素国境調整措置）**：EUでは、商品価格にカーボンニュートラルに対応するためのコスト（炭素価格）が含まれていると主張している。一方、第三国の製品は規制が緩く対策費用が含まれていないと主張していることから、この差額をEU輸入時に課税しようとするもの。現在移行期間中で、本格導入は2026年1月の予定。なお、現時点で対象はボルト・ナットやピンなどの鉄鋼製品等に限られており、軸受けは、対象外。
 - ・ **EUDR（森林破壊防止規則）**：森林破壊のリスクがある製品について、森林破壊されていない土地で生産されることをEUの輸入及びEUからの輸出の条件とするもの。天然ゴム製品や木材製品等が規制の対象となる見込み。

② 日本輸出組合 原産地規則懇話会

ジェイテクトがベアリング業界を代表して当懇話会に出席している。業界を代表して懇話会で意見すると同時に、ベアリング業界の関心事項について、情報を共有している。

③政府との協力

当工業会では政府に対し、通商に関わる問題について通商対策専門委員会等を通じて、随時、情報提供や要望申し入れを行っている。

➤ 米国による関税措置

第二次トランプ政権により発動された、相互関税、自動車関税、鉄鋼・アルミ派製品関税等の影響について、経済産業省産業機械課より問い合わせがあった場合に、情報を提供している（提出の情報は、会員間では共有しない）。

➤ 米国によるアンチ・ダンピング（AD）措置

1970年代から継続された、米国による日本製ベアリングのアンチ・ダンピング（AD）措置に係る経緯については、第3回サンセット見直し調査の結果、2014年3月に米国がAD措置を撤廃。しかしその後においても、米国政府が再びAD措置をとる動きがないか当工業会としては注視を続け、経済産業省においても、WTOの精神に則り、政府間交渉の場を通じて、AD措置の不適切な運用としてバード修正条項に基づく分配やゼロイング（AD税の不適切な計算方式）への問題提起を続けるなど、政府としての対応を継続している。

バード修正条項に基づく、日本製ベアリングに係る最新の分配額は、54.00ドル（米国時間2024年11月22日公表）と少額であった。これに対し日本政府は「対抗措置の権利を留保」の旨の通報をWTOに行った（米国時間2025年9月24公表）。なお、2025年12月に公表された分配については、ベアリングおよびその他日本製品の項目の掲載がなくなっていた。追加の公表があるかどうか引き続き注視する。

➤ ナフサ供給への影響調査

中東情勢の緊迫化に伴い、3月16日に経済産業省産業機械課からナフサ関連製品の供給影響について実態把握を目的とした調査・ヒアリングへの協力依頼があり、これに対応した。

④東京税関調査部経済安全保障情報分析センター室によるセミナー

9月2日に、会員向けにWebセミナーを開催。7社から13名が参加した。同センター室の業務内容の他に、経済安全保障の定義、重要性、歴史と新潮流を説明した。

（４）情報の収集と提供

当工業会のホームページには、ベアリングの財務省通関統計、米国と欧州主要各国の輸入統計を掲示している。

（５）会議の開催

競争法弁護士による資料の事前チェックと会議モニタリングのもと、必要な会議を適宜開催した。

➤ 国際部会会議：2回（対面会議）

➤ WBA 専門委員会：3回（Web 会議 2 回、対面会議 1 回）

(WBA 偽造品対策委員参加)

- 不正商品対策専門委員会：6 回（対面会議 3 回、Web 会議 3 回）
- 通商対策専門委員会：4 回（対面会議 1 回、Web 会議 3 回）

4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業

(1) 地球環境対策

地球温暖化対策については、経団連が政府との密接な連携のもと産業全体を総括した自主的な環境政策を進めてきている。経団連は、2013 年度より「環境自主行動計画」から「低炭素社会実行計画」に、2021 年度からは更に「カーボンニュートラル行動計画」にステップ・アップして対策を推進してきた。当工業会は当初からこれに積極的に参加し、現在は、2030 年度目標に向け取組みを進めている。

また、循環型社会に向けた対策についても、同様に経団連の総括的・自主的な政策のもと、当工業会は「循環型社会形成自主行動計画」での廃棄物の再資源化率及び最終処分量削減率の取組みを行っている。

これらの取組みにおいては、環境対策専門委員会を中心として、会員各社が円滑な対応が図れるよう情報収集、方針検討等を行うとともに、経済産業省及び関係機関への調査協力・説明並びに会員への情報提供等の活動を行っている。

①「カーボンニュートラル行動計画」フォローアップ等

当工業会においては、環境自主行動計画へ参加すべく 1998 年 11 月に「ベアリング工業における環境自主行動計画（温暖化対策編）」を策定し、1999 年より、毎年、フォローアップを実施してきた。標記計画については、2012 年度に目標を達成し計画が終了したことから、2014 年 3 月に新たな計画として、「ベアリング業界の低炭素社会実行計画（現：カーボンニュートラル行動計画）」を策定した。2020 年度に目標を達成し計画が終了したことから、2021 年度からは、2015 年 5 月に策定した以下の 2030 年度に向けた目標に向け活動を行った。

【ベアリング業界の低炭素社会実行計画（現：カーボンニュートラル行動計画）】

〈数値目標〉

目標： 2030 年度の CO2 排出原単位を 1997 年度比 28%削減に努める。

前提条件：電力の排出係数は 3.05t-CO2/万 kWh に固定する。2020 年度の生産量は、2012 年度レベル以上とする。

この数値目標と合わせて「低炭素社会実行計画」の 4 本柱として位置付けられている「低炭素製品、サービス等による他部門での削減」、「国際貢献の推進」、「革新的技術の開発・導入」についても、可能な範囲で貢献していく。

また、2020 年 10 月、政府の「2050 年カーボンニュートラル宣言」発表以降の我が国における動向や、2021 年の COP26 開催などを背景に、経済産業省及び経団連から「カーボンニュートラル行動計画」参加団体に対して、「2050 年度のカーボンニュートラルに向け

た基本方針の作成と 2030 年度目標の見直し」について検討を行うよう要請もあり、これを受けて、当工業会は上記の検討を環境対策専門委員会において実施した。同委員会は、工業会のリーガルカウンセルによるモニタリング等^{*}を実施しつつ、2022 年 2 月から 10 月まで 6 回会合を重ね、成案を得た。これを受けて、同年 11 月理事会で、①見直しされた結果としての「2030 年度新目標」と②「2050 年度のカーボンニュートラルに向けた基本方針」が承認され、工業会として経済産業省及び経団連に報告した。

^{*} 会合における立会い・資料や議事録のチェック

①【2030 年度新目標】（2022 年度実績から）

2030 年度におけるベアリング製造（Scope1、2（注1））の CO2 排出量を 2013 年度比 38%削減に努める。

（注1）Scope1 とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（例：燃料の燃焼）。Scope2 とは、他社から供給された電力、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

② 2050 年カーボンニュートラルに向けた基本方針

2022 年 11 月策定

（将来像・目指す姿）

ベアリング業界は、これまでも自主的に「ベアリング業界の低炭素社会実行計画」を作成し、ベアリングの製造において CO2 排出削減を実行してきました。また、ベアリング製品は、自動車、産業機械、電気機械を始めとするあらゆる機械の回転部分に使用され、機械の性能、品質を左右する機械要素部品で、省エネルギーそのものを機能としています。回転軸を正確かつ滑らかに回転させ、摩擦によるエネルギー損失や発熱を低減させるなど、ベアリング製造各社はその性能を高めてきました。

これからも、当業界は国およびユーザー業界との協調を図りつつ、ベアリングの製造段階での省エネルギー・CO2 排出削減の取組み、ベアリングが組込まれた様々な機械が使用される段階での省エネルギー・CO2 排出削減の取組み、工場から発生する廃棄物のリサイクルなど循環型社会形成に向けた取組みを通じて、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて貢献していきます。

（将来像・目指す姿を実現するための道筋やマイルストーン）

当工業会は上記の方針に基づき、以下の取組みを行うことにより、2030 年度にベアリング製造（Scope1、2（注1））における CO2 排出量を 2013 年度比 38%削減に努めます。また、ベアリングの使用段階において、ベアリングの小型・軽量化、長寿命化、低トルク化による性能向上によりユーザー製品の CO2 排出削減に貢献します。

【生産活動における省エネルギー・CO2 排出削減の取組み】

- ・工場における改善活動による省エネルギー・CO2 排出削減の推進
- ・生産技術の革新的な開発・導入、高効率設備の導入
- ・工場から発生する排熱などのエネルギー回収・利用の推進、燃料転換の推進
- ・再生可能エネルギーの導入・推進

【ベアリングの技術開発・製品設計の取組み】

- ・小型・軽量化、長寿命化、低トルク化によるエネルギー使用量削減
- ・リサイクルしやすい製品設計の推進
- ・革新的な技術開発の推進

【循環型社会形成に向けた取組み】

- ・工場から発生する廃棄物の再資源化による最終処分量の削減
- ・包装材の簡素化、リターナブル容器の拡大などによる梱包資材使用量の削減

(注1) Scope1 とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(例：燃料の燃焼)。Scope2 とは、他社から供給された電力、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

2025 年度は、2024 年度実績についてフォローアップを行うべく、2025 年 7 月に上記行動計画参加企業 12 社に地球温暖化対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、2024 年度のフォローアップ結果を取りまとめ、9 月に理事全員の承認を得たうえで、経済産業省及び経団連へ結果報告した（本件については 11 月理事会で事後報告した）。

a. 2024 年度のフォローアップ結果

(i) CO2 排出量の実績及び見通し

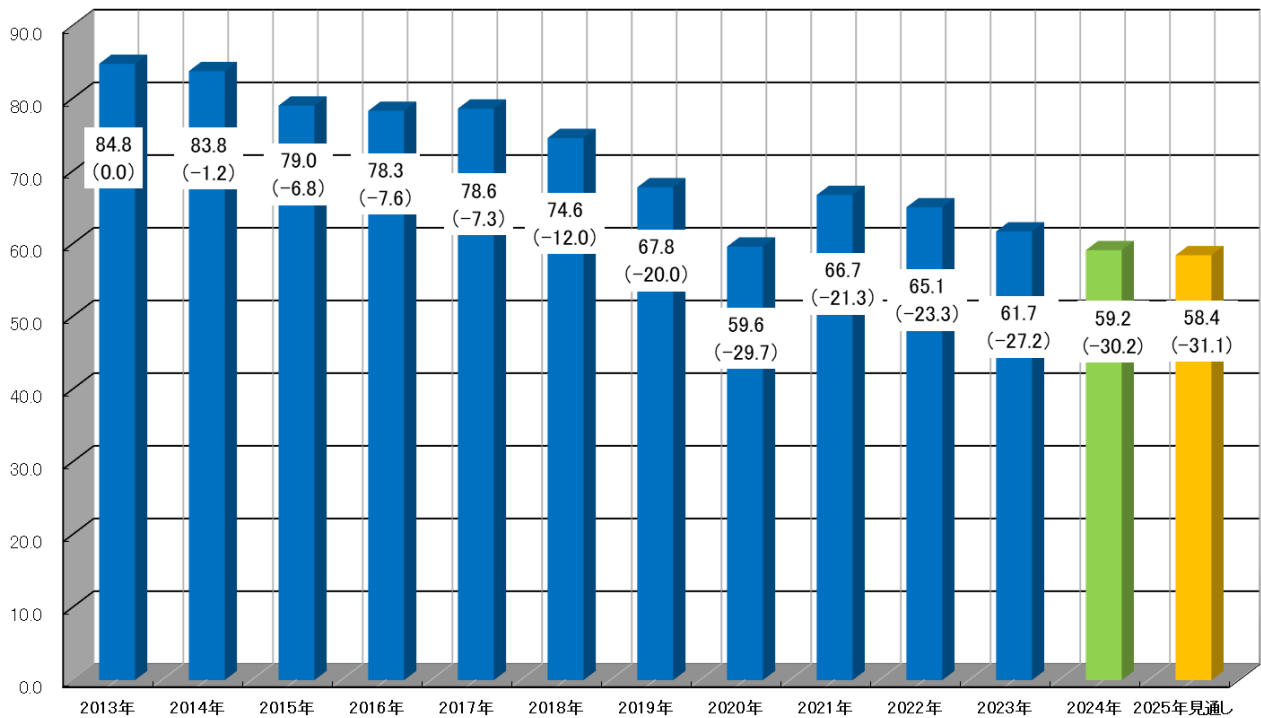
図1のグラフは、電気事業低炭素社会協議会発表の調整後排出係数を使用して算出したもので、この係数は、その年の電気事業者による全国平均の値であり、経団連が指定しているものである。

2024 年度の CO2 排出量実績では、59.2 万 t-CO2 の排出となり、2013 年度比 30.2%削減となった。CO2 排出量が削減した要因としては、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上などを行ったことがあげられる。

また、2025 年度は、省エネ対策を着実に積み重ね、58.4 万 t-CO2 の排出となり、2013 年度比 31.1%削減になる見通しである。

基準年度の 2013 年度から CO2 排出量は着実に減少傾向となっており、今後も減少傾向を維持し、2030 年度目標達成に向け、取組みをさらに強化していく必要がある。

図 1. CO2 排出量の推移



上段：万 t-CO2

下段：（基準年比%）

注 2：電力の排出係数は、電気事業低炭素社会協議会発表の調整後排出係数を使用した。

調整後排出係数は、2013 年度 5.67、2014 年度 5.52、2015 年度 5.31、2016 年度 5.16、2017 年度 4.96、
2018 年度 4.63、2019 年度 4.44、2020 年度 4.41、2021 年度 4.35、2022 年度 4.37、2023 年度 4.22、
2024 年度 4.16 t-CO2/万 kWh。

注 3：2025 年度の電力の排出係数は、2024 年度と同様の数値 4.16t-CO2/万 kWh に仮定した。

(ii) 会員各社の CO2 削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- ・ 空調関係（ヒートポンプ式、氷蓄熱式等省エネタイプへ更新、温度管理徹底、など）
- ・ コンプレッサ関係（台数制御、吐出圧の見直し、など）
- ・ 照明関係（省エネ型器具へ取り替え、不要照明の消灯励行、など）
- ・ モーター等、動力源関係（インバーター制御、など）
- ・ 熱処理関係（熱処理設備の燃料転換、稼動条件変更、など）
- ・ 発電設備関係（太陽光発電機の導入、自家発電設備の排熱利用、など）
- ・ その他（製造機械のサイクルタイム短縮、など）

(iii) 本社等オフィスからの CO2 排出量の推移

当工業会では、2010 年度実績から、本社等オフィスからの CO2 排出量実績の集計を行うこととした。以下のとおり、アンケート結果報告をいただいた 7 社の合計値を報告した。

【本社等オフィスからの CO2 排出量（7 社合計値）】

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
延べ床面積 (千㎡)	45.9	46.8	44.3	44.2	46.8	45.4	43.1	42.5	40.5	44.2
CO ₂ 排出量 (千 t-CO ₂)	2.015	2.048	2.075	1.791	1.810	1.611	1.543	1.539	1.380	1.474
床面積あたりの CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /㎡)	43.9	43.8	46.8	40.5	38.7	35.5	35.8	36.2	34.0	33.3
エネルギー消費量 (原油換算) (千 k1)	1.089	1.142	1.183	1.101	1.140	1.016	0.980	0.974	0.909	0.965
床面積あたりエネ ルギー消費量 (1/㎡)	23.7	24.4	26.7	24.9	24.4	22.4	22.8	22.9	22.4	21.8

なお、具体的な取組みについては、以下のとおり。

- ・ クールビズ・ウォームビズの実施（空調温度設定の徹底など）
- ・ 本社、支店の休憩時間の消灯等による節電活動。
- ・ 階段・トイレの自動消灯、蛍光灯の使用削減。
- ・ 水栓の自動化による節水（事務所取り付け）
- ・ コピー用紙の使用量削減（裏紙の使用、両面コピーの推進）
- ・ 遮熱フィルムによる省エネ実施、など

（iv）参加企業が発電している太陽光発電・風力発電及び再エネ由来の電力（グリーン電力）の購入、非化石証書の購入について

2021 年度から、参加企業が発電している再生可能エネルギー（太陽光発電・風力発電）の発電量及び再エネ由来の電力（グリーン電力）の購入について、報告している。

2024 年度に参加企業が発電した太陽光発電は、10 社で合計約 962 万 kWh の発電を行っており、風力発電は、2 社で約 3 万 kWh の発電を行った。

また、参加企業 6 社が、再エネ由来の電力（グリーン電力）を 46,000 万 kWh 購入している。

（v）低炭素製品・サービス等による他部門での削減

ベアリングの製品自体が省エネルギーの製品であり、小型・軽量化、低トルク化など技術進歩に伴う性能向上により、需要先である自動車や家電製品、工場設備等の省エネルギーにも大きく貢献している。

2024 年度の取組み事例としては、以下の製品などがあげられる。

【2024 年度の実績】

低炭素、脱炭素の製品・サービス等		削減実績（2024 年度）
1	特殊熱処理技術「HA-C」を開発し軸受の小型・軽量化を実現（NTN(株)）	特殊熱処理技術「HA-C」を一般的な鋼材に適用することにより、業界最高水準の高負荷容量化を実現。本技術は材料に硬く微細な析出物を多数分散させるなどの手法により、非常に高い表面硬さと高負荷容量化を実現している。本技術を適用した「HA-C 軸受」は、従来品と同等の寿命を確保しながら、軸受の外径を約 15%小型化、幅寸法を約 30%小型化、質量を約 55%軽量化することが可能となり、燃費・電費向上を目的とした e-Axle やトランスミッションなど各種自動車の駆動装置に使用される軸受の小型・軽量化ニーズに対応する。
2	リコンディショニングに対応した高負荷容量大形円すいころ軸受（日本精工(株)）	軸受の長寿命化と分離構造化によりリコンディショニング対応を実現し、メンテナンスコスト削減と CO2 排出量削減に貢献。NSK 独自技術「NSK Micro-UT™ 法を用いた高精度寿命予測」の適用により、負荷容量を向上し、軸受寿命を最大 2 倍に延長。本開発品では、内輪の小つば分離構造により、全部品の詳細点検が可能で、設備メンテナンス時のリコンディショニング対応を可能にした。 (削減例)・ダンプトラック 1 台当たりの軸受使用数：8 個⇒4 個（▲4 個） ・軸受 1 箇所当たりの CO2 排出削減量：3102kg-CO2（▲25%）
3	工作機械主軸用高速軸受「ハイアビリー JFAST™」（(株)ジェイテクト）	高速回転の工作機械主軸用軸受には一般的にオイルエア潤滑が採用されるが、機械稼働中は常にエアを供給し続けるため消費エネルギーが大きくなるという課題がある。工作機械主軸の潤滑方法をオイルエア潤滑からグリース潤滑へ切替え、高速回転で昇温を抑制するグリース潤滑用軸受「ハイアビリー JFAST™」を開発。工作機械の消費エネルギーの 20%削減が可能。
4	ピンオンシャフトの長寿命化を実現（(株)不二越）	自社で開発した特殊鋼に特殊熱処理を施すことで熱負荷に対する高い硬度を確保し、シャフト表層部に残留オーステナイトを析出・安定化させ、異物噛み込みによる圧痕盛り上がり部の応力集中を緩和することでピンオンシャフトの長寿命化を実現。従来品と比較し、耐面圧 1.25 倍・寿命 3 倍。

* 順不同

(vi) 海外での削減貢献

これまでに進出先国・地域の環境保全に関しては、現地の現状を十分に配慮しつつ、事業展開を図ってきている。海外の現地法人においても、国内と同様に省エネ活動などを推進している。

取組み事例としては、中国、タイの工場に太陽光発電を導入したり、グリーン電力を活用した体制を整備することなどにより、CO2 排出量を削減した。

(vii) 革新的技術の開発・導入

電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）等の先端技術に必要なベアリングの開発や、再生可能エネルギーを生み出す風力発電用のベアリングや、クリーン輸送機関としての高速鉄道（新幹線など）用ベアリングなどの技術開発を行っている。

b. 「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」等での評価・検証

例年、12月に経済産業省と環境省の共管で、国として多角的観点から経団連の自主的な環境政策を評価・検証する場である「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」が開催されていたが、国際的な温暖化対策に係る動向に流動的な兆しがみられる中、2025年度は開催されなかった。

なお、経団連においては、例年のとおり、その内部機関としての第三者評価委員会において当工業会を含む産業全体のフォローアップ結果が評価され、適正な成果とされた。

c. 会員企業への温暖化対策の協力要請文の発出

例年のとおり、上記フォローアップ結果を11月理事会で報告するとともに、この機会をとらえ「カーボンニュートラル行動計画」の参加の如何にかかわらず、すべての会員企業代表者宛てに会長名でCO2排出削減の協力要請文を郵送し、引続きの努力を要請した。

d. 「ベアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン」の検討・策定

経済産業省では、製品の使用段階も含めた「温室効果ガス削減貢献定量化ガイドライン」を公開し、産業界に対してこうした定量的評価を自主的に実施し、貢献の見える化を促しており、経団連も軌を一にして各業界団体に同様の要請をしてきていた。この要請も踏まえ、当工業会は「ベアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン」（以下、ガイドラインという。）の策定を行うため、環境対策専門委員会の下部組織として「CO2排出削減貢献定量化ガイドライン作成ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を新設することとし、2018年11月理事会でこれが承認された。

WGは、開発・設計など適切な能力をもった専門家から構成され、適宜、環境対策専門委員会とWGとの合同会合を開催し、方向性の確認、連絡・調整等を行った。また、WGにおいては、工業会のリーガルカウンセルによる所要のモニタリング等を実施した。

2019年1月から2021年10月まで12回の会合を開催・検討した結果、「ベアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン（案）」がとりまとめられた。

同ガイドライン（案）は2021年10月に開催された環境対策専門委員会で承認された。次に、会員に向けて説明会の実施を予定していたが、これは全会員を対象とすることが肝要であるため、実施時期を探り2022年5月に実施した。これを踏まえ、同委員会に参加されていない会員企業に対しても、同ガイドライン（案）の内容確認及び当工業会理事会に付議することの同意を書面にていただいた。以上をもって、同年6月理事会での承認を経て、工業会ホームページで公表し、経済産業省に通報した。

その後、「WBCSD（World Business Council for Sustainable Development：持続可能な開発のための世界経済人会議）より、国際的な整合性と透明性の観点から新たな指針が示されたこと等を踏まえ、環境対策専門委員会での議論を経て、WG会合において「ベアリング

の CO2 排出削減貢献定量化」について改めて検討をすることとなった。WG 会合は 2025 年 11 月 7 日及び 2026 年 3 月 17 日に開催した。

②「循環型社会形成自主行動計画」フォローアップ

2025 年度は、2024 年度の実績についてフォローアップを行うべく、2025 年 7 月に「循環型社会形成自主行動計画」の産業廃棄物対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施し、その調査結果に基づき 11 月の理事会で承認を得て、経団連へ結果報告した。

標記計画の再資源化率目標は 2019 年 11 月、最終処分量目標は 2020 年 11 月に設定され、以下のとおり。

【循環型社会形成に向けた目標】

- ・ 2025 年度の廃棄物の最終処分量を 2000 年度比 92%減にするよう努める。
- ・ 2030 年度の廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率を 96%以上とするよう努める。

a. 最終処分量削減率・再資源化率の実績及び見通し

図 2 のグラフは、最終処分量削減率の推移を表しており、2024 年度の実績は 2000 年度比 96%減となり、2025 年度目標の 92%減を達成した。

また、図 3 のグラフは、再資源化率の推移を表しており、2024 年度における再資源化率は 97%となり、2030 年度目標の 96%以上を達成した。今後も、2030 年度目標を達成できるように、現状水準を維持・向上していく。

図 2. 最終処分量削減率の推移

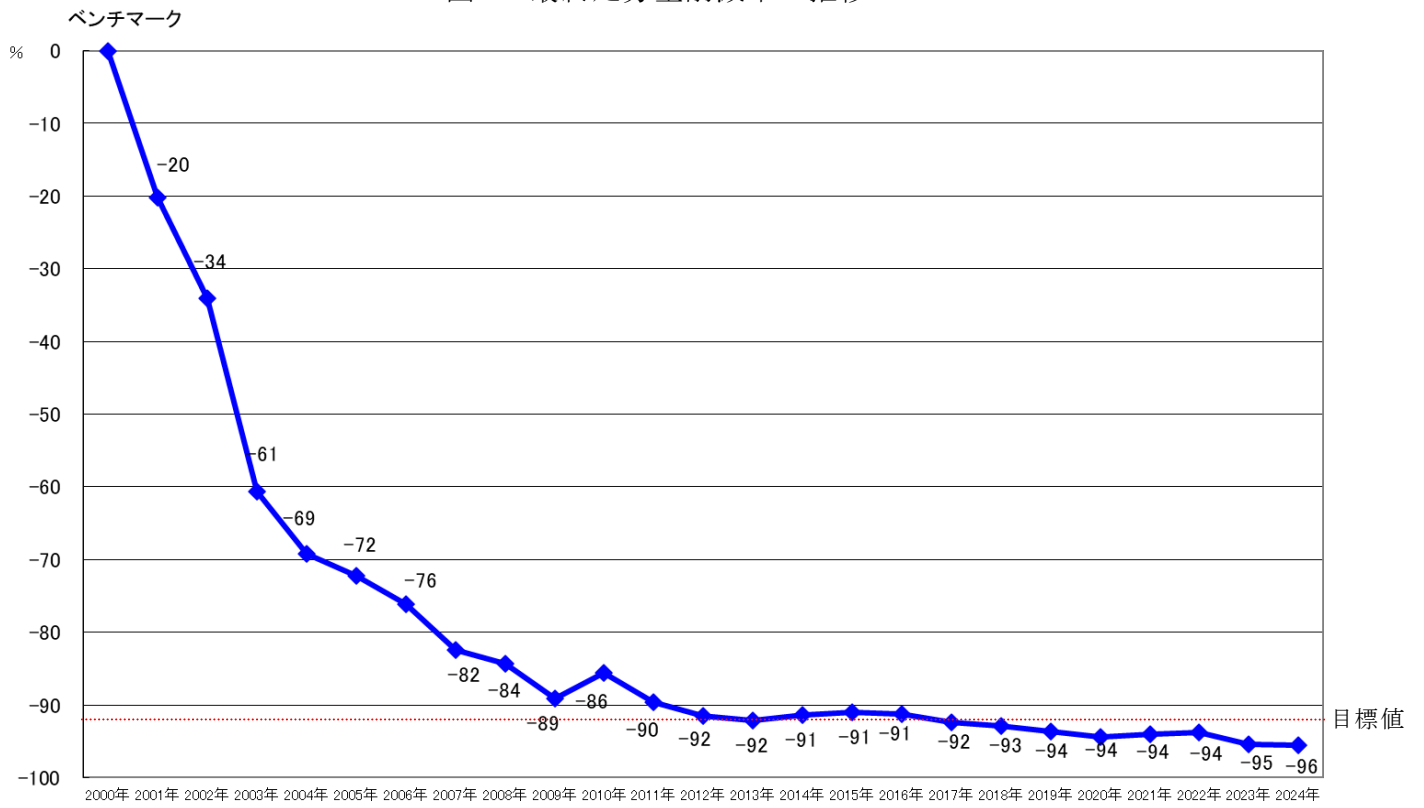
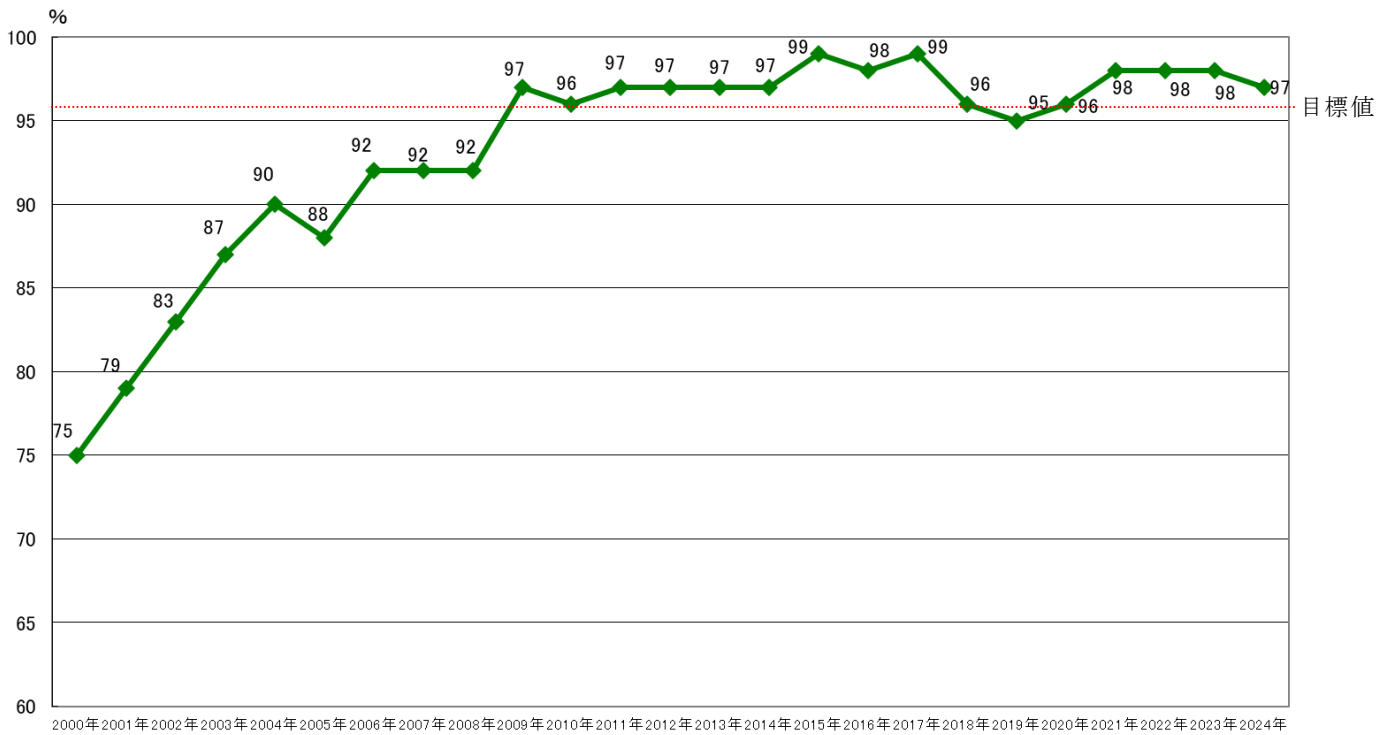


図 3. 再資源化率の推移



b. 会員各社の廃棄物削減における取組み

上記の目標に向けて、会員において以下の取組みなどが実施された。

- (i) 金属くず関係（研削スラッジ固形化装置の導入により製鋼原料化など）
- (ii) 廃油、廃液関係（分別によるリサイクル化、廃油サーマル利用など）
- (iii) 包装・梱包関係（包装形態の改善、鋼球箱の製紙原料へのリサイクルなど）
- (iv) プラスチック関係（ポリケースのマテリアルリサイクルなど）
- (v) 汚泥関係（排水汚泥を社外中間処理により再生土にリサイクル化など）
- (vi) 廃酸、廃アルカリ（廃アルカリを再精製して使用など）
- (vii) その他（油性クーラントの回収、ウエスのリサイクル化など）

c. 2026 年度以降の最終処分量削減の新目標の設定

経団連では、産業界全体の目標である最終処分量削減の自主的取組みを 2026 年度以降も継続して実施することとし、以下の新たな目標を掲げた。

【産業界全体の削減目標】

「低炭素社会の実現に配慮しつつ適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、2030 年度に 2000 年度実績比 75%程度削減を目指す」

経団連の考え方は、第五次目標「2025 年度に 2000 年度実績比 75%程度削減」と同水準としており、次の 5 年間もその水準を維持し、努力を継続する。当工業会としても、2026 年度以降の最終処分量削減の自主的取組みを継続して取組むこととし、目標数値としては 92%減の水準を維持し努力を継続することとした。目標は以下のとおり。

【最終処分量削減の新目標】

- ・ 廃棄物の最終処分量を 2030 年度において 2000 年度比 92%減にするよう努める。

③ その他の環境関連活動

a. 改善事例集の作成・配付

「カーボンニュートラル行動計画」及び「循環型社会形成自主行動計画」を着実に推進するため、会員各社が実際に取り組んでいる環境関連改善事例を集めて「2025 年度省エネルギー・廃棄物削減・包装材の改善事例集」を作成し、会員企業に参考資料として配付した。

b. 欧州 PFAS 規制案に対するパブリックコメントを提出

2023 年 6 月開催の当工業会定時総会において、「EU における PFAS 規制の動向」について経済産業省より説明が行われ、EU 規制案について何らかの支障がある場合は、各企業・各工業会からもパブリックコメント（以下、パブコメと記載）の提出の検討をお願いしたい旨の話があった。

これを受け、環境対策専門委員会で検討した結果、一部会員が既に個別にパブコメ

提出ないしその検討をしている状況のもと、委員からの要請もあり、工業会としてパブコメを提出することとなった。

環境対策専門委員会における検討会で審議した結果、パブコメ案が取り纏まり、その内容について、理事・監事・参与の皆様にご了解をいただいた。これを踏まえ、9月に欧州化学品庁（ECHA）に提出した。当工業会は、その後の動向について経済産業省と連絡をとりつつ注視している。

c. **MCCP 及び PFCA の使用とその使用禁止に伴う代替可能性に関する調査への協力**

環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される「残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）」の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制については、国際的に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」に基づく枠組みにおいて規制され、更に継続的にその変更・強化について議論が進められている。

特に、「中鎖塩素化パラフィン(MCCP)（難燃性樹脂原料等）」及び「長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及び関連物質(長鎖 PFCA)（フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等）」については、同条約に基づく国際会合である第 17 回 POPs 検討委員会（POPRC17）会合において、残留性・生物蓄積性・長距離移動性及び毒性等を審議した結果、規制対象に追加する方向で検討を進めるとの結論に達した。その検討においては、MCCP 及び PFCA の使用用途ごとに規制の適用除外を認めるか否かについて検討が行われることとなっていた。経済産業省は、日本国内においてその実態を調査*し、その調査結果をもとに日本として対応していく必要があり、各種団体に協力要請をしてきた。

*これらの物質がどの分野・用途で部品や製品に含有されているか、代替技術はあるのか、代替にかかるコストはどのくらいかなど。

当工業会では、この協力要請を受けて、環境対策専門委員会加盟会社を中心に対応を検討し、全会員に調査を行い、その調査結果を経済産業省に報告した。

その後、2023 年 10 月に開催された第 19 回 POPs 検討委員会（POPRC19）での審議を経て、2025 年 4-5 月に開催された締約国会議（COP12）において、適用除外付きで廃絶対象物質（附属書 A）に追加することが決定された。

（2）中小企業対策事業

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として、中小企業対策企画委員会が設置され、同委員会は、中小企業会員の関心に沿った中小企業対策事業を企画運営している。また、広く中小企業の課題を研究する場として、中小企業対策企画委員会のもとに中小企業課題研究会が設置されている。ここではリーガル・チェックを行うこともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。2025 年度においても、こうした組織基盤のもとで中小企業対策事

業が推進された。

①中小企業対策企画委員会主催による講演会、懇談会及び工場見学会等の実施

（第 1～4 回は 2012 年度、第 5～9 回は 2013 年度、第 10～13 回は 2014 年度、第 14～17 回は 2015 年度、第 18～21 回は 2016 年度、第 22～25 回は 2017 年度、第 26～29 回は 2018 年度、第 30～34 回は 2019 年度、第 35～39 回は 2022 年度、第 40～43 回は 2023 年度、第 44～47 回は 2024 年度に開催された。）

a. 第 48 回（7 月 17 日開催）

「中小企業講演会・意見交換会」

テーマ：「中小企業を巡る最近の動向について」

講演者：経済産業省産業機械課課長補佐 瀬野容章 殿

於：大阪科学技術センター

b. 第 49 回（11 月 13 日開催）

「からくり改善くふう展見学会」（対象：全会員）及び「からくり導入検討会」

於：ポートメッセなごや及び名古屋市

c. 第 50 回（2026 年 2 月 16 日開催）

「㈱椿本チェーン京田辺工場見学会」及び「鵜飼工業会会長との懇談会」

於：京都府京田辺市

②政府情報の提供、施策の活用、政府への協力

中小企業の経営の安定及び高度化を図るため、政府及び政府関係機関の施策についての情報提供、当該施策の活用などを進めるとともに、政府に対して、政策などに関して、提言や要望、協力等を行った。

特に、政府等の施策への協力事業として次を実施した。

a. セーフティネット施策のベアリング産業指定のため、政府に対し統計データ提供と要請を行い、指定を受けた。

（i）2023 年 10 月からの施策（業種指定）

セーフティネット施策のベアリング産業指定のため、政府に対し統計データ提供協力と要請を行い、その結果、以下の期間の指定を受けた。

2023 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期間において、「玉軸受・ころ軸受製造業」※が、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号（セーフティネット保証 5 号：業況が悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置）の規定に基づく指定業種となった。これにより、中小企業会員は、取引の数量の減少等が生じているため、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることにより（注 1）、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証）の利用が可能となった。

※日本標準産業分類細分類番号 2594

< 特例保証の内容 >

① 保証限度額の別枠の追加

(一般保証限度額)

- ・ 普通保証 2 億円以内 +
- ・ 無担保保証 8,000 万円以内

(別枠保証限度額)

- ・ 普通保証 2 億円以内
- ・ 無担保保証 8,000 万円以内

② 保証料率

おおむね 1.0%以内で、信用保証協会ごとに定められている。

(注 1) 個々の中小企業会員の認定手続き

中小企業会員がセーフティネット保証 5 号を利用するには、当該事業に係る取引の数量の減少等が生じているためその経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けることが必要。

※企業認定基準

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象。

- イ. 指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比 5%以上減少の中小企業者。
- ロ. 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%を占める原油等の仕入価格が 20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(ii) 2020 年 2 月からの施策 (地域指定)

新型コロナウイルス感染症対策として、2020 年 2 月 28 日から、日本の全地域がセーフティネット保証 4 号の規定に基づき指定となり、2023 年 9 月 30 日まで継続した。市区町村長の認定を受けることにより (注 2)、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証 (別枠保証) の利用が可能となった。

また、2023 年 10 月 1 日以降、2024 年 6 月 30 日までは、その資金使途が借換の場合に限り適用された (新規融資資金のみでは 2023 年 9 月 30 日で終了)。また、借換資金に追加融資資金を加える場合についても、適用された。

< 特例保証の内容 >

保証限度額：一般保証とは別枠で 2 億 8,000 万円

【一般保証限度額】2 億 8,000 万円以内 + 【別枠保証限度額】2 億 8,000 万円以内

(注 2) セーフティネット保証 4 号の対象中小企業者は次のとおり。

< 対象中小企業者 >

次のいずれにも該当する中小企業者

- イ. 指定地域において 1 年間以上継続して事業を行っていること。

- ロ. 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。
- b. 経済産業省は、新型コロナウイルス感染症対策等として、新分野展開、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するため、2021 年 3 月から「事業再構築補助金」の公募を行った。一部の中小企業会員も申請手続きを行い、申請にあたり経済産業省産業機械課から適切なご指導をいただいた。その結果として、これまでに会員企業 3 社が採択された。
- c. 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）」については、新型コロナウイルス感染症の支援策も含めた見直しが行われ、年間を通じて申請できる制度となった。補助金制度などの政府の中小企業施策について、会員への情報提供などにより活用を促した。
- d. 中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等について
中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等を工業会ホームページに記載し周知を図っている。2025 年度における、その主な内容は次のとおりである。
- i .2025 年版中小企業白書・小規模企業白書が発表されました。（中小企業庁）2025.4.30
 - ii .中小企業信用保険法（セーフティネット保証 5 号）の規定に基づく指定業種について（中小企業庁）2025.6.20
 - iii .第 180 回中小企業景況調査（2025 年 4-6 月期）が発表されました。（中小企業庁）2025.6.30
 - iv .2025 年 9 月「価格交渉促進月間」の実施について周知依頼がありました。（中小企業庁）2025.8.29
 - v .中小企業信用保険法（セーフティネット保証 5 号）の規定に基づく指定業種について（中小企業庁）2025.9.22
 - vi .第 181 回中小企業景況調査（2025 年 7-9 月期）が発表されました。（中小企業庁）2025.9.30
 - vii .第 182 回中小企業景況調査（2025 年 10-12 月期）が発表されました。（中小企業庁）2025.12.20
 - viii .2026 年 3 月「価格交渉促進月間」の実施について周知依頼がありました。（中小企業庁）2026.2.27
 - ix .第 183 回中小企業景況調査（2026 年 1-3 月期）が発表されました。（中小企業庁）2026.3.31

（３）外国人材受入制度への対応

①特定技能制度及び育成就労制度について

政府は、人材確保が困難な特定の産業分野において一定の専門性や技能を持つ外国人を受け入れるため、新たな在留資格制度として「特定技能制度」を 2019 年 4 月から開始した。同制度で外国人材を受け入れられるのは、人手不足が深刻な特定産業分野に限られるが、ベアリング業界は対象分野のひとつである「工業製品製造業分野」の適用業界となった。また、2027 年 4 月から運用開始される技能実習制度に代わる新制度「育成就労制度」においても、ベアリング業界は育成就労産業分野に含まれており適用業界となっている。

当工業会としては、政府における制度設計の変更等、政府の検討状況や、社会・経済への影響を注視し、当業界として外国人材受入れ全般について適切な活動ができるよう対応に努めた。

②（一社）工業製品製造技能人材機構（JAİM）について

経済産業省では、特定技能制度における「工業製品製造業分野特定技能外国人材」の受入れ事業（受入れ支援事業、技術水準確保事業）については、制度の円滑な立ち上げを目指して、制度開始からこれまで受入れ企業の負担のない形（経済産業省による全額国費の委託事業）で行ってきた。しかしながら、今後更なる特定技能外国人材の活用が見込まれ、様々な意見や要望等を把握し、必要に応じたサービスを提供できるような体制を構築する必要が認められ、また他省庁における体制なども勘案し、経済産業省は、業界団体と受入れ企業が主体的に関わる形の民間団体「（一社）工業製品製造技能人材機構（JAİM）」を 2025 年 4 月に設立した。今後、工業会として同機構の対応について検討していく。

法 人 名：一般社団法人工業製品製造技能人材機構

事 業：・製造業分野特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範の策定及び当該規範の適正な運用
・製造業分野特定技能外国人の技能評価に関する事業

正 会 員：製造業分野において、特定技能制度を活用する産業の主な業界団体

賛助会員：製造業分野において、特定技能外国人を受け入れる事業所

（４）労務関係

①春闘の調査

組合のある会員会社に、2026 年度の春闘の「賃上げ要求及び回答」について、調査を行った。調査結果は、2026 年 4 月に全会員に対し提供を行った。なお、本調査はリーガル上問題がないことが確認された手法で行われている。

②JAM「安全週間ポスター」作成への協力

工場災害防止、安全運動の啓蒙推進を図るため、2025 年 7 月 1 日から 7 日まで厚生労働省が主催して全国的に開催される「安全週間」のポスターにつき、JAM 軸受部会ポスター

作成費用に協力し、会員企業にポスターの配布を行った。

本年度の安全週間ポスター入賞者は次のとおりである。

特選 横田裕紀（旭精工労働組合）

入選 村田裕子（NTN 労働組合）、小林義一（NTN 労働組合）

佳作 小林莉久（NTN 労働組合）、大江琢磨（日本精工労働組合）

野呂柊成（旭精工労働組合）

③厚生労働省からの周知依頼

厚生労働省より、2025 年度には、次の事項について周知依頼があり、工業会ホームページに掲載した。

- ・企業等における公正な採用選考の実現に向けて（要請）(2025.4.10)
- ・令和年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について（2025.5.12）
- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（2025.5.30）
- ・令和 6 年職場における熱中症の発生状況（確定値）等について (2025.6.10)
- ・令和 7 年度（第 76 回）全国労働衛生週間について（2025.8.20）
- ・「年次有給休暇取得期間」（10 月）における協力について (2025.8.30)
- ・「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和 7 年度厚生労働省令第 90 号）等の施行について (2025.9.30)
- ・長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書（2025.10.31）
- ・第 2 回化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について(2025.11.20)
- ・令和 8 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について（2026.2.10）
- ・令和 9 年 3 月新規中学校・高等学校等卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について(2026.3.10)
- ・「高年齢者の労働災害防止のための指針」について(2026.3.10)
- ・「治療と就業の両立支援指針」について(2026.3.10)

5. 広報に関する事業

(1) 機関誌「ベアリング」の発行

機関誌「ベアリング」は、月刊として発行し、会員に加え、関係官庁、関係団体等に配布した。

2025 年度の掲載内容については、ベアリングに関する技術標準化活動（ISO 等）、国際関係事業、環境問題への取り組みなど、随時掲載し事業活動の動向を報告するとともに、統計資料を掲載した。

特に、ISO/TC 4 については、製品の幾何特性仕様（GPS）の適用やセラミック関係の規格開発等が活発化してきている。また、これと並行して ISO/TC 4 の国際会議も激増しており、これら会議について、『ISO レポート』と題し掲載し、その結果の普及に努めた。

また、『業界の動き』では、関連情報を逐次掲載した。更に政府からの周知要請についても掲載を行った。

連載企画としては、『ベアリングの散歩道』と題し、ベアリングの基礎知識について、読みやすい内容に工夫し、掲載を行った。なお、本記事は、会員企業にとっての有用性等を踏まえ、まとめてデータベース化し、工業会ホームページの会員向けページに掲載した。

その他、親しみやすい機関誌を目指して『ずいひつ』を掲載した。

(2) ホームページ

広く一般の方々に、ベアリング業界と当工業会への理解を高めてもらい、並びに会員に対する情報提供の充実を図るため、ベアリングの製品説明、産業及び工業会の概要、工業会会員の紹介、統計資料などを内容とするホームページを運営した。毎月 3 回、定期的に更新を行い最新情報を掲載した。

上記に加え、年 1 回、会員各社の海外の生産拠点、事業所や工場の新設及び移転、子会社等の設立等について調査を行い、「海外生産拠点」及び「業界年表」を掲載した。

また、上記（1）に記載のとおり、機関誌「ベアリング」に連載している『ベアリングの散歩道』の記事を会員向けページに掲載した。

(2 0 2 5 年度における日本ベアリング工業会の活動に係る参考)

全体の事業を審議等する会議	総 会	(4 回)
	理 事 会	(5 回)
	参 与 会	(1 回)
情報収集提供・総務管理に関する事業	総 務 連 絡 会	(2 回)
ベアリングの技術標準化 (ISO/TC4 への対応等) に関する事業	技術標準部会	(2 回)
	技術標準運営専門委員会	(15 回)
	I S O 専 門 委 員 会 (注)	(22 回)
	J I S 転がり軸受原案作成委員会 (注)	(2 回)
	主要寸法及び呼び番号専門委員会 (注)	(1 回)
	J I S 改正案作成専門委員会(ころ) (注)	(5 回)
健全な貿易発展施策等に関する事業	国 際 部 会	(2 回)
	W B A 専門委員会	(3 回)
	不正商品対策専門委員会	(6 回)
	通商対策専門委員会	(4 回)
環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業	環境対策専門委員会	(3 回)
	中小企業対策企画委員会	(3 回)
	C02 排出削減貢献定量化ガイドライン作成 ワーキング・グループ	(2 回)
		(計 82 回)

(注) 国より委ねられた会合 (その下部組織である専門委員会を含む)。

事業報告の附属明細書

附属明細書に記載すべき事項は特になし。